

# 第1章 計画の概要

## 第1節 計画の作成

### 1 計画策定年月日

平成 29 (2017) 年 3 月 31 日

### 2 計画作成者

新潟市教育委員会

### 3 計画期間

本計画は、関係法令や社会情勢の変化、本市の行政施策における文化財の保護、活用に関する方針等を踏まえ、必要に応じて計画を見直し、改定を行うこととする。

### 4 計画策定の体制

「重要文化財旧笹川家住宅保存活用計画」を策定するにあたり、「旧笹川家住宅保存活用計画策定検討委員会」(以下「検討委員会」という。)を設置し、市民、関係団体、学識経験者などからの幅広い意見を聴取し、多方面から意見交換を行いながら検討した。

#### □ 検討委員会の開催経過

回	開催日	内容
第1回	平成 27 年 10 月 27 日	○ 趣旨説明、これまでの経過報告及び検討委員会の開催について ○ 会長の選出 ■ 議事 (1)平成 27 年度調査の概要について
第2回	平成 28 年 3 月 1 日	■ 議事 (1)これまでの「旧笹川家住宅」の保存活用の取り組みについて (2)調査報告と意見交換 ・「旧笹川家住宅」の役割・特徴と現状について ・「旧笹川家住宅」のとらえ方と保存活用の方向性について
第3回	平成 28 年 7 月 4 日	■ 議事 (1)「重要文化財旧笹川家住宅保存活用計画」(素案)について
第4回	平成 29 年 1 月 24 日	■ 議事 (1)「重要文化財旧笹川家住宅保存活用計画」(案)について

□ 「旧笹川家住宅保存活用計画策定検討委員会」委員

氏名	所属等	役割
石垣 雅美	公募委員（東区在住）	
海津 悠平	地元代表（白根青年会議所理事長）	
黒野 弘靖	新潟大学工学部准教授	会長
後藤 治	工学院大学建築学部教授	会長代理
堤 美幸	笹川邸観光 PR 開発実行委員会	
南雲 友美	にいがた観光カリスマ	
山崎 誠子	日本大学短期大学部准教授	会長代理

□ アドバイザー

文化庁文化財部参事官（建造物担当）付 整備活用部門文化財調査官

□ 幹事

新潟市建築部公共建築第1課長  
 新潟市文化スポーツ部歴史文化課長  
 新潟市観光・国際交流部観光政策課長  
 新潟市南区役所産業振興課長

□ 事務局協力員

新潟市文化スポーツ部歴史文化課

□ 事務局

新潟市南区役所地域課

## 第2節 文化財の名称等

## 1 重要文化財の名称

## (1) 名称及び員数

旧笹川家住宅（新潟県新潟市南区味方） 11棟

## (2) 指定年月日

物件	指定物件・附指定	指定年月日
①表座敷及び台所	表座敷及び台所 附指定 棟札 3枚 ・上棟文政九年丙戌七月十二日壬辰吉祥 1枚 ・文政九丙戌年七月大吉日及び棟梁その他人名 2枚	昭和29(1954)年 3月20日
	附指定 棟札 2枚 ・文政九丙戌年七月吉日 1枚 ・棟牘文政九丙戌年七月吉辰 1枚	平成3(1991)年 5月31日
②居室部	居室部	昭和29年3月20日
	附指定 棟札 3枚 ・上棟文政四辛巳九月十日吉祥及び棟梁他人名 2枚 ・文政四巳年九月十四日棟上 1枚	平成3年5月31日
③表門	表門 附指定 塀 2棟 ・南方屋根塀 ・北方屋根塀	昭和29年3月20日
④文庫	文庫	
⑤雑蔵	雑蔵	
⑥奥土蔵	奥土蔵	
⑦米蔵	米蔵	昭和53(1978)年 5月31日
	附指定 棟札 1枚 ・建立慶応三丁卯歳八月十四日 1枚	平成3年5月31日
⑧飯米蔵	飯米蔵	昭和53年5月31日
⑨三戸前口土蔵	三戸前口土蔵 附指定 棟札 1枚 ・文政三年庚辰正月穀旦 1枚	
⑩井戸小屋	井戸小屋	昭和53年5月31日
⑪外便所	外便所	
土地指定	新潟市味方216番1、同4、同5 宅地及び墳墓地、14,252.24㎡(指定当初は14,542.5㎡、 国土調査の成果により昭和57年地積更正) 周囲の堀・土塁・板塀・裏門・庭塀を含む	

## 2 建造物の構造及び形式

## (1) 構造形式及び規模（重要文化財指定書及び同附書による）

名称	構造及び形式
①表座敷及び台所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・桁行 34.3m、梁間 17.6m、寄棟造、四面庇付、東面式台、西面南端便所附属、各切妻造、銅板葺（当初指定時はこけら葺）</li> <li>・式台、上段の間（床棚及び書院附）、次の間、玄関の間（床附）広間、十畳（床及び棚附）、八畳、入側、囲炉裏の間、十畳、板間、土間（浴室附）等より成る。</li> </ul>
②居室部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・桁行 26.5m、梁間 13.0m、東面・西面及び南面庇付、南面東端突出部附属、銅板葺（当初指定時はこけら葺）、南面西端突出部、桁行 14.6m、梁間 7.4m、切妻造及び入母屋造、一部二階建、東面庇付、銅板及び棧瓦葺、東面南端突出部附属、切妻造、銅板葺、表座敷取合部を含む。</li> <li>・二十三畳半、八畳二室、七畳（床附）、六畳、十五畳、十畳三室、六畳、廊下、押入等より成る。</li> <li>・西方突出部、板間（便所付）、六畳（床附）、十畳、八畳、仏間（仏壇附）、廊下、押入等より成る。</li> </ul>
③表門	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長屋門、桁行 6.7m、梁間 3.4m、切妻造、茅葺、三間一戸潜附門</li> <li>○附指定 塀 2棟（鯨子塀、延長六十二尺）</li> <li>・南方屋根塀、長 7.3m、棧瓦葺 北方屋根塀、長 11.5m、棧瓦葺</li> </ul>
④文庫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土蔵造、桁行 7.0m、梁間 3.8m、二階建、切妻造、棧瓦葺</li> </ul>
⑤雑蔵	<ul style="list-style-type: none"> <li>・桁行 14.5m、梁間 5.5m、切妻造、棧瓦葺</li> </ul>
⑥奥土蔵	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土蔵造、桁行 10.1m、梁間 5.4m、二階建、切妻造、棧瓦葺、北面庇附属、居室部間渡廊下を含む。</li> </ul>
⑦米蔵	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土蔵造、桁行 21.8m、梁間 6.4m、切妻造、棧瓦葺、南面庇附属</li> </ul>
⑧飯米蔵	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土蔵造、桁行 6.4m、梁間 4.5m、切妻造、棧瓦葺、南面庇附属</li> </ul>
⑨三戸前口土蔵	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土蔵造、桁行 19.6m、梁間 6.2m、二階建、切妻造段違、棧瓦葺、北面庇附属、奥土蔵間渡廊下を含む。</li> </ul>
⑩井戸小屋	<ul style="list-style-type: none"> <li>・桁行 4.1m、梁間 2.7m、切妻造、棧瓦葺</li> </ul>
⑪外便所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・桁行 17.5m、梁間 1.9m、片流、棧瓦葺</li> </ul>

## 3 所有者等の氏名及び住所

所有者：新潟市

所有者所在地：新潟市中央区学校町通1番町602番地1

建造物所在地：新潟市南区味方216番地



### 第3節 文化財の概要

#### 1 文化財の構成

##### (1) 文化財を構成する物件(重要文化財)

表座敷及び台所、居室部、表門、文庫、雑蔵、奥土蔵、米蔵、飯米蔵、三戸前口土蔵、井戸小屋、小屋、外便所の11棟 附塀2棟

##### (2) 一体となって価値を形成する物件

笹川家が住宅として利用していた文化財を構成する物件（表座敷及び台所はじめ11棟等）とともに庭園（前庭、主庭、中庭）を含む屋敷地全体 14,252.24㎡

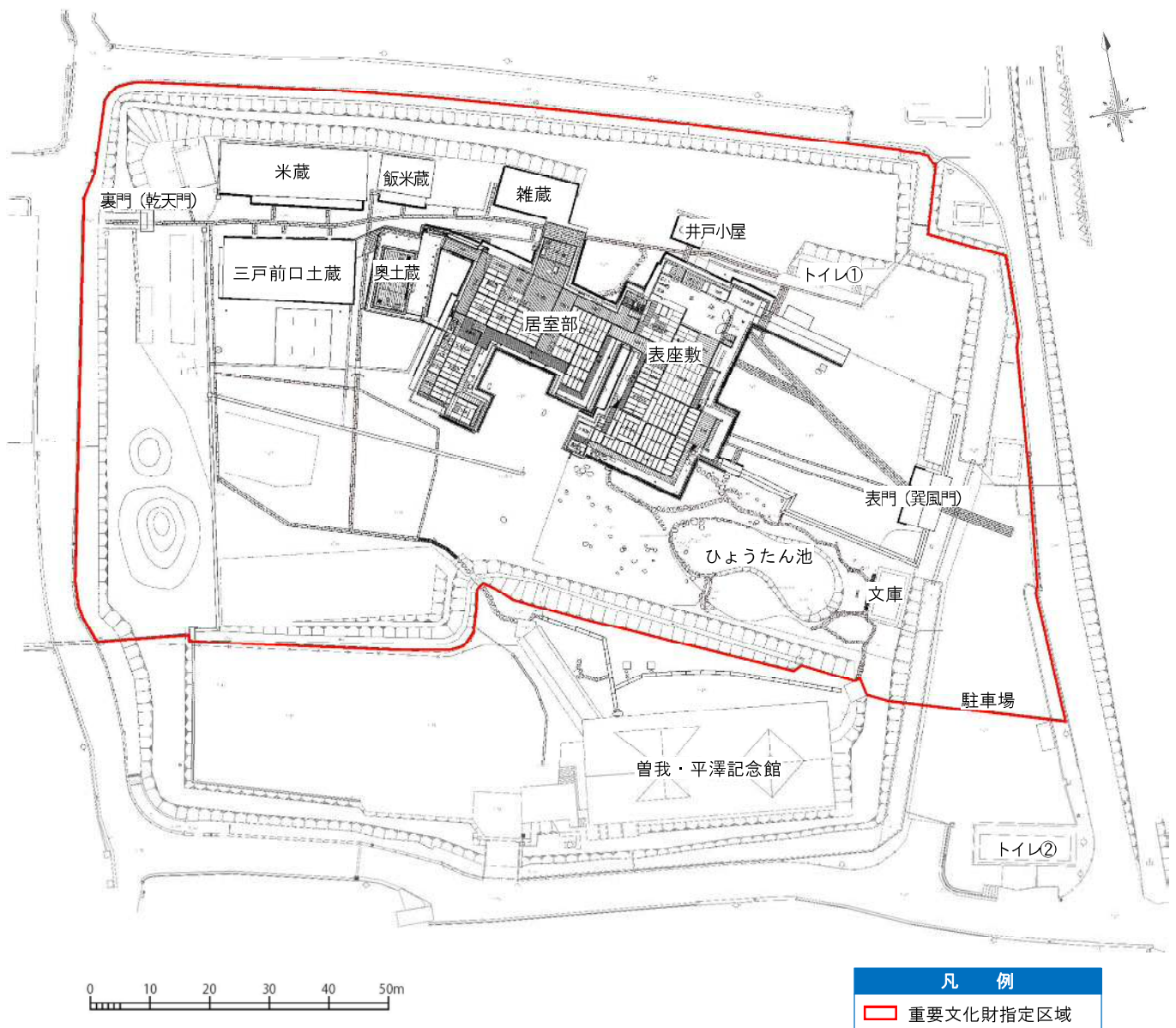


図1-1 建物敷地内配置図

## 2 文化財の概要

### (1) 立地環境

- 旧笹川家住宅は、越後平野の中央部、中ノロ川の微高地に沿って立地する農村集落の一つである旧味方本村の集落南寄りにある、東西約 150m、南北約 100m の周囲に水路をめぐらした敷地に位置する。<sup>※1</sup>
- 敷地周辺の同じ集落内には、新潟県指定有形文化財である諏訪神社本殿（慶長 15（1610）年再建、昭和 61（1986）年 3 月 28 日指定）や郷土の偉人である曾我量深氏の生家である円徳寺をはじめ、圓性寺、常敬寺などの寺社仏閣が集積し旧笹川家住宅の屋敷林や水路と一体なった趣のある集落景観が形成されている。
- 地域住民に親しまれ、観光資源の一つとなっている新潟県無形民俗文化財の「越後の凧合戦習俗」（白根大凧合戦 平成 27（2015）年 3 月 24 日指定）、新潟市指定無形民俗文化財である白根の獅子舞（平成 16（2004）年 4 月 6 日指定）や月潟地区の角兵衛獅子（平成 25（2013）年 4 月 15 日指定）、味方地区の吉田家神楽舞など民俗芸能が傳承されている地区である。

### (2) 創立沿革

- 笹川家は戦国時代、川中島の合戦後、信濃国<sup>みのち</sup>水内郡笹川邑（長野県下水内郡柳原村大字笹川）に隠居したが武田家滅亡後、当主笹川治右衛門源頼勝（義勝が正しい）は、越後蒲原郡阿知潟邑の当地に天正 9（1581）年移住した。拠を構えた所は以前より邸宅地であったといわれ、邸内（には）樹齡現在 900 年を越す大樹（が）並び、屋敷坪 6,000 余坪を有している。<sup>※1,2</sup>
- 慶安 2（1649）年味方組が出来、三代彦左衛門信秀が大庄官（大庄屋）となり、三千石格となった。以来 8 か村を支配する大庄屋をつとめた。<sup>※1</sup>
- 移住より 230 年余り経過した文政 2（1819）年<sup>※5</sup>（文政 3 年とも<sup>※6</sup>）に失火し表座敷及び居室部（現在のように別々ではなく間続きであった）を焼失したが、表門、文庫、土蔵等は焼失を免れて現在に至っている。文政 3 年には三戸前口土蔵が、翌 4 年には、居室部が再建（棟札）され、文政 9（1826）年 7 月に上棟しまもなく完成したのが、現在の建物である。その時、雑蔵も同時に建てられたものと推定（江戸後期）される。文庫は火災を免れたと伝えられるが詳かではなく、昭和 36（1961）年の第二室戸台風による被害をうけて復旧が行われた。<sup>※1,2,3</sup>
- 屋敷の周囲を囲む堀は、天保 13（1842）年の近隣火災を契機に掘削された。<sup>※6</sup>
- 慶応 3（1867）年に米蔵、江戸末期に飯米蔵、明治期に現在の井戸小屋、外便所が建てられ、大正元（1912）年（明治 36（1903）年とも<sup>※6</sup>）には居室部の南面突出部に二階を増築し、当初の屋根は南面に少々その形を残すのみとなった。<sup>※1,2</sup>
- 以来土蔵、文庫、表門は数度の修理を加えられてきたが、表座敷はそのままの形で保存され、昭和 22（1947）年<sup>※3</sup>もしくは昭和 24（1949）年<sup>※1</sup>には、表座敷、居室部、表門、文庫、雑蔵、奥土蔵等が重要美術品に認定され、法律改正により、昭和 29（1954）年 3 月に重要文化財に指定された。<sup>※1,3</sup>
- 昭和 45（1979）年に、所有者であった笹川只一氏より味方村に移管され、現在に至っている。<sup>※3</sup>

- 昭和53（1978）年5月に米蔵、飯米蔵、三戸前口土蔵、井戸小屋、外便所、塀及び宅地が追加で重要文化財の指定をうけた。<sup>※1</sup>
- 各建物は建立以来幾度となく修理が加えられてきた。<sup>※3</sup>

### （3）施設の性格

- 屋敷は単なる豪農の館ではなく、寄棟造こけら葺（現在銅板葺）の表座敷は味方組8か村を束ねる大庄屋として公務を執り行う役所であり、組下村々へその権威を示すとともに村上藩の役人を応接するための迎賓館的機能も併せ持っていた。

### （4）主な改造時期とその概要

#### ① 表門

- 表門は茅葺の長屋門で北側に番屋がある。文政年間の火事で、表座敷及び居室部を焼失しているが、表門は焼けなかったといわれており、寛政11（1799）年の祈禱札がある。<sup>※6</sup>

#### ② 表座敷

- 表座敷は、文政年間の火事で焼失した後、村松町（現五泉市）の大工棟梁・小黒杢右衛門により文政9（1826）年に上棟された。<sup>※4</sup>文化庁より現状変更許可を得て、昭和34年度に屋根をこけら葺から銅板葺に変更する工事が行われた。<sup>※6</sup>

#### ③ 居室部

- 居室部は、文政年間の火事で焼失した後、文政4（1821）年に上棟された建物で、大正元（1912）年には、当時流行の南洋材を多用した数寄屋造で2階部分が増築された。<sup>※7</sup>なお、2階部分の増築の年については明治36（1903）年であるともいわれている。<sup>※6</sup>
- 表座敷とともに、文化庁から現状変更許可を得て、昭和34年度に屋根をこけら葺から銅板葺に変更する工事を行っている。<sup>※6</sup>

#### ④ 奥土蔵

- 表座敷及び居室部の建物の中軸線と異なる向きで建てられており、表門及び文庫とともに文政年間の火事を免れたといわれている。<sup>※6</sup>

#### ⑤ 雑蔵

- 江戸後期に建設されたと推定されている建物で、昭和51～52年度に実施された修理工事の際に、洋釘を用いた明治期の増築部分を撤去し、建物内についても明治期の改造により設けられた間仕切り・床組を撤去し、当初の状態に復原する現状変更が行われている。<sup>※3</sup>

⑥ 飯米蔵

- 江戸末期に建設されたと推定される建物で、外壁腰壁部分は、目地モルタル塗の塗壁となっているが、奥土蔵の外壁腰壁、飯米蔵と三戸前口土蔵も同様の仕上となっており、後世の同時期に改造されたものと考えられる。

⑦ 米蔵

- 棟札から慶応3（1867）年に建設されたと推定される。

⑧ 三戸前口土蔵

- 棟札から文政3（1820）年に建設されたと推定される建物で入口が三つあり、内部は東倉・中倉・西倉に分かれている。<sup>※1</sup>
- 明治29（1896）年7月22日に信濃川の堤防が決壊し（横田切れ）、その際に屋敷地内も冠水したと聞いている。その後冠水しない高さまで、この三戸前口土蔵の基壇部を嵩上したとの伝承がある。<sup>※7</sup>
- 外壁腰壁部分は、目地モルタル塗の塗壁となっているが、奥土蔵と飯米蔵も同様の仕上となっており、後世の同時期に改造されたものと考えられる。
- 構造上、東倉部分と中倉・東倉部分の2棟が連結した構造になっており、後世の段階で連結した構造に改造されたものと考えられる。なお、明治38年に造られたとの伝承がある。<sup>※6</sup>

⑨ 文庫

- 江戸後期に建設されたと推定されている建物で、昭和36（1961）年の第二室戸台風により周辺の樹木が建物に倒伏し破損したため、軸部の一部及び基礎石を補修している。  
<sup>※6,7</sup>

⑩ 井戸小屋

- 明治期に建設されたと推定される。

⑪ 外便所

- 明治期に建設されたと推定される。

### 3 文化財の価値

#### (1) 歴史的価値

- 旧笹川家住宅は、戦国時代の遺風をしのばせる質実剛健な茅葺の表門や藩役人を迎えるための式台付の玄関を備え、大屋根を支える太い柱や大きな建具を使った表座敷、屋敷地を取り囲む堀、庭園等が一体となって、江戸時代に村上藩味方組8か村を束ねた大庄屋の役宅としての格式を示している。

#### (2) 意匠的価値

- 藩役人をもてなす接客空間としての意匠的な特徴が、書院造りの上段の間や次の間、三の間、畳廊下や家老の間、上便所・湯殿のある部屋の構成、欄間や襖、床の間等の造作類にあらわれている。
- 大正元(1912)年(明治36(1903)年とも)に増築された居室部2階の床の間(南洋材)、落掛(紫檀)、床框(黒檀)、床柱(鉄刀木)、狛潜りの無目鴨居(縞柿)等は、多数の南洋材を用いて、数寄屋造りの意匠で作られており、当時の建築意匠の流行をあらわしている。

#### (3) 民俗文化的価値

- 積雪地域である味方地区にある旧笹川家住宅では、雪が積もっても、できるだけ室内に光を取り入れる明障子の欄間、降雪・降雨時にも作業可能な蔵前の土庇等、雪国ならではの工夫が随所にみられる。
- 広間は、梁と桁を見せ、小壁は土壁で、建具は3方向板戸、柱の間を差鴨居でつないでおり、新潟県内平野部の農村住居のチャノマに共通する、木と土で囲まれた空間となっている。
- 奥土蔵では、長野県水内郡や飯山地方、山梨県にも見られる棟持柱の構法がとられている。
- 表座敷及び居室部は風水(八卦)に基づき北西から南東を結ぶ線上に配置され、南東に表門(巽風門)を、北西に裏門(乾天門)を設けている。屋敷を取り囲む堀は、鬼門避けのために北東部分の角を欠いてめぐらされており、江戸時代後期における家相の吉凶に対する思考様式をあらわしていると考えられる。

#### (4) 景観的価値

- 屋敷周りは堀で囲われ、東西約140m、南北約85mの敷地外周に幅3m程度の土塁が築かれ、樹高5~25m程度の自然木で囲まれ鬱蒼とした様相を呈している。このまとまった屋敷林は、平坦な田園環境の中で中ノロ川沿いのランドマークとなっている。
- 茅葺の表門を入ると、表玄関に延びる広々とした前庭があり、庭門を入ると東西約27m、南北約16mの池がある。護岸石組みも目立たず、自然風なたたずまいをみせている。居室前の庭は緩やかな起伏をつけ、景石を配し、六角形石燈籠を点景として、技巧をこらさず趣のある庭となっていて、当時の大庄屋庭園のひとつとしての景観的価値を有する。

■出典

- ※1 『重要文化財旧笹川家住宅修理工事報告書』 昭和58（1983）年3月 味方村
- ※2 『重要文化財旧笹川家住宅 表座敷・居室部・表門修理工事報告書』 昭和35（1960）年3月 新潟県教育委員会
- ※3 『重要文化財旧笹川家住宅（雑蔵及び文庫）保存修理工事報告書』 昭和52（1977）年8月 財団法人文化財保存技術協会・味方村教育委員会
- ※4 『重要文化財旧笹川家住宅ガイドマニュアル』 平成18（2006）年 新潟市
- ※5 『味方村誌 通史編』 平成12（2000）年 味方村誌編さん委員会
- ※6 『笹川邸今昔 味方稽古艸子3』 昭和55（1983）年3月 味方村村誌編さん委員会
- ※7 笹川修氏聞き取り結果 平成27（2015）年

## 第4節 文化財保護の経緯

### 1 重要文化財指定に至る経緯

- 笹川家住宅は表座敷と居室部が別々の建物からなる形式で、この両方が残り、また多くの付属屋をもち、大庄屋、大地主の住宅の構えをよく伝えていることから、昭和29(1954)年3月20日に表座敷、居室部、表門、文庫、雑蔵、奥土蔵が重要文化財に指定された。
- さらに昭和53(1978)年5月31日には、豪農の屋敷構えがよく保存されていることから米蔵、飯米蔵、三戸前口土蔵などの付属屋とともに宅地が重要文化財に指定された。
- 平成3(1991)年5月31日には、表座敷及び台所、居室部、米蔵、三戸前口土蔵の棟札が附<sup>つけたり</sup>指定となった。

### 2 保存事業履歴

重要文化財に指定されている建造物は、建築後、風水害や地震災害、住まい方の変化等に伴い数多くの改修・修理が行われてきた。

主な修理の要因としては、経年劣化に伴う屋根材の葺替や壁の補修、台風・強風等による建物周辺の樹木の倒伏による建物破損の補修、虫害・腐朽に対応した床組の補修、地震災害による土壁の亀裂等の補修がある。

なお、現状変更としては、昭和34年度に表座敷、及び居室部の屋根について、積雪が多く腐朽が著しく維持が困難になってきたことから、こけら葺を銅板葺とする現状変更許可の手続きが行なわれている。また、昭和51～52年度に、雑蔵について補修に必要な床周り等の部分解体をするとともに、後世増築又は改変部について資料に基づき、現状変更許可の手続きを行い当初の形式に復旧整備している。

以下に、重要文化財指定以降の主な修理の概要を時系列順で示す。

#### ○ 昭和33年度

【表門半解体・屋根葺替工事（昭和33年8月1日～昭和33年10月31日）】※1※2

- 工事は笹川家より新潟県教育委員会に工事施工委託

#### ○ 昭和34年度

【表座敷及び台所屋根葺替（こけら葺⇒銅板葺）工事（昭和34年4月1日～昭和35年3月31日）】※1※2

【居室部屋根葺替（こけら葺⇒銅板葺）工事(昭和34年8月1日～昭和35年3月31日)】※1※2

- 工事は笹川家より新潟県教育委員会に工事施工委託
- こけら葺で積雪が多く腐朽が著しく維持が困難になってきたことから、こけら葺を銅板葺とする現状変更許可の手続きを行い、施工した。

○ 昭和 36 年度

【第二室戸台風による被害に対応した文庫、表門、塀の災害復旧工事】※2※5

- 9月16日、第二室戸台風により敷地内の杉140本と前庭下手板塀、表門両袖<sup>きさらこ</sup>彫子塀が倒壊し、文庫、表門に大木の杉が倒れ破損したことを受け、文庫災害復旧解体修理工事、表門及び塀の災害復旧解体修理工事が行われた。

○ 昭和 39 年度

【表座敷部及び台所、居室部の災害復旧工事（詳細な整備時期不明）】※5

- 「重要文化財旧笹川家住宅修理工事報告書」昭和58（1983）年3月（P9、第二節一工事に至るまでの経過）に「39年表座敷及び居室部災害復旧工事」との記述があるが、現存する公文書及びその他の既往調査報告書、文献には39年度に修理工事を行なった記録は確認されていない。

○ 昭和 50 年度

【表門屋根葺替工事（昭和51年1月1日～3月31日）】※2※5

- 葺替後15年が経過して痛みがひどくなってきたので再度国の補助を得て葺替工事を実施した。

○ 昭和 51 年度～52 年度

【雑蔵解体復元工事、文庫修理補修工事(昭和51年10月1日～昭和52年8月31日)】※2※3※5

- 雑蔵は軸部を解体せず補修に必要な床周り等を部分解体するとともに、後世の増築又は改変部について資料に基づき、現状変更許可の手続きを行い当初の形式に復旧整備した。※2※3
- 文庫は基礎の補修を主として、屋根及び壁の小修理を実施した。※2※3

○ 昭和 53 年度

【シロアリ被害に対応した表座敷床組替部分修理、塀の修理（昭和53年10月1日～昭和53年8月31日）】※2※5

- 昭和52（1977）年に発見された床組全域のシロアリ被害に対応して、床組の解体・取替修理、土台の部分取替等を実施した。
- 塀は昭和53（1978）年に重要文化財として追加指定された彫子塀、表門南方板壁、表門北方板壁、表門内北側板壁等の解体修理を実施した。

○ 昭和 54 年度

【蟻害及び腐朽等に対応した居室部床組替部分修理、風害に対応した表門、外便所、塀の災害復旧工事（昭和54年7月1日～昭和54年11月30日）】※2※5

- 蟻害、腐朽の著しい<sup>おびき</sup>大引、<sup>ねだ</sup>根太等の床組の解体修理、腐朽した土台の取替、<sup>あまおち</sup>雨落石の不陸修正、建具、畳等の部分修理を実施した。
- 昭和54（1979）年3月30日の台風の風害により倒壊、傾斜した表門、外便所、塀（表門南方屋根塀、表門北方屋根塀）の災害復旧工事を実施した。



- 昭和 55 年度  
【奥土蔵及び渡廊下、飯米蔵、三戸前口土蔵修理（昭和55年6月1日～11月）】※4※5
  - 昭和 53（1978）年に重要文化財に追加指定された土蔵及び渡廊下、飯米蔵の屋根葺替及び床組替、三戸前口土蔵床組替等の部分修理工事を実施した。
- 昭和 56～57 年度  
【表座敷、表座敷北庇、居室部台所及び浴室修理】※5
  - 表座敷畳替、表座敷北庇屋根替部分修理工事、居室部裏台所及び屋根葺替部分修理工事を実施した。  
【米蔵、井戸小屋、外便所、裏門、通路、庭園池修理】※5
  - 米蔵屋根葺替床組替及び壁補修、井戸小屋屋根葺替部分修理、裏門解体修理、表及び裏通路敷石据直、庭園池修理を実施した。
- 昭和 58 年度  
【居室部屋根工事等（昭和58年9月1日～昭和59年1月31日）】※6
  - 南面西端突出部の 2 階棧瓦葺の屋根瓦の大半に苔が生えて破損しており、かつ 2 階背面露台が緩み、手すりの歪曲が著しいことから、屋根の葺替（棧瓦葺）及び部分修理（露台回り）を実施した。
- 昭和 62 年度  
【昭和62年3月強風雨による破損に対応した表門屋根の災害復旧修理工事（昭和62年11月4日～昭和63年3月31日）】※7
  - 昭和 62（1987）年 3 月 25 日強風雨により破損した屋根及び壁面の部分修理を実施した。
- 平成 3 年度  
【庭園整備工事（平成3年7月16日～9月3日）】※8
  - 園路の補修・新設を行った。
- 平成 7 年度  
【雑蔵、中堀等の部分修理工事（平成7年9月13日～12月1日）】※9
  - 雑蔵の霧除<sup>きりよけ</sup>及び下見板の破損・腐朽箇所の修理、中堀の板葺屋根の葺替、なだれ受け枠（波板鉄板）の交換等を村単独事業により実施した。
- 平成 9 年度  
【平成7年4月1日の新潟県北部地震に対応した災害復旧工事（平成9年7月1日～12月31日）】※9
  - 平成 7（1995）年 4 月 1 日の新潟県北部地震による破損（表座敷及び台所、居室部の壁、奥土蔵、米蔵、三戸前口土蔵の壁の亀裂、外便所の土壁崩落等）に対応した壁の補修工事を行なった。

○ 平成14年度

【三戸前口土蔵庇の瓦葺替工事（平成14年7月8日～7月17日）】※10

- 三戸前口土蔵正面庇の下葺木羽の傷んだ部分及び傷んだ瓦の取替及び葺直工事を行なった。

○ 平成20～21年度

【表門、表座敷及び台所、居室部、奥土蔵、雑蔵、米蔵、飯米蔵部分修理工事（平成20年10月24日～平成21年10月31日）】※10

- 合併（平成17（2005）年）前に把握していた破損（表門の経年劣化（茅葺屋根全体に苔）、雑蔵（背面土台の腐朽）、凍害による正面通路敷石表の荒れ、表座敷（北面外壁の破損、床組の一部緩み）、居室部（2階戸袋破損、雨漏り）、三戸前口土蔵（戸口の枠鉄板部・鉄扉・窓鉄格子の錆）、並びに平成16（2004）年新潟県中越地震による破損（表座敷の上段の間の壁のひび）、平成19（2007）年新潟県中越沖地震による破損（表座敷の上段の間と次の間、居室部の西側各室、奥土蔵の南側外壁）等の修理工事を行なった。

○ 平成24～25年度

【米蔵部分修理（平成24年5月1日～平成25年9月30日）】※11

- 雨漏りによる腐朽、雪害や近年の地震による変形等が要因と想定される西妻面の壁の剥落に対応した西面壁全面及び北・南面取合付近の土壁の補修・塗直等の部分修理工事を実施した。

■出典

- ※1：『重要文化財旧笹川家住宅表座敷・居室部・表門修理工事報告書』昭和35（1960）年3月 新潟県教育委員会
- ※2：『笹川邸今昔 味方村古艸子3』昭和55（1980）年 味方村村誌編さん委員会
- ※3：『重要文化財旧笹川家住宅（雑蔵及び文庫）保存修理工事報告書』昭和52（1977）年8月 財団法人文化財保存技術協会・味方村教育委員会
- ※4：『笹川邸修理工事関係書類1-4「昭和55年度 重要文化財旧笹川家住宅保存修理工事」』
- ※5：『重要文化財旧笹川家住宅修理工事報告書』昭和58（1983）年3月 文化財建造物保存技術協会編集、味方村発行
- ※6：『笹川邸修理工事関係書類2-1「昭和58年度 笹川邸居室部屋根工事防災施設工事」』、『笹川邸修理工事関係書類2-2「昭和58年度 重要文化財旧笹川家住宅（居室部）保存修理工事」』
- ※7：『笹川邸修理工事関係書類2-5「昭和62年度 笹川邸表門保存修理工事（補助実績報告書・補助金請求書・補助金関係書）」』
- ※8：『笹川邸修理工事関係書類2-12「平成3年度 笹川邸構内整備工事」』
- ※9：『笹川邸修理工事関係書類3-6「平成7年度 笹川邸内補修工事綴」』
- ※10：『笹川邸修理工事関係書類4-15「平成14年度 笹川邸三戸前口土蔵瓦ふき替え関係綴表門脇進入防止塀修理工事 松倒伏現状変更許可申請」』
- ※11：『新潟県 重要文化財旧笹川家住宅米蔵保存修理工事精算書』平成25（2013）年 文化財建造物保存技術協会

個別建造物修理履歴について、大規模な修理はこれまでに作成されている修理報告書、その他の修理は、文化庁等への報告資料や工務店等の業者への発注記録等の行政資料を元に整理した。

## ① 表門

修理年度	修理概要(※)		修理内容(修理した部分・部位、修理内容、部位の設定基準との対応(素材、形状、工法等))
	修理分類	修理理由	
昭和33年 (1958)	半解体、 屋根葺替	腐朽・劣化 等	<p>■屋根：茅葺葺替</p> <p>■基礎：礎石据直等 ⇒沈下した礎石を据直し、コンクリート坪打による補強を行った。</p> <p>■軸部・軒廻り：破損箇所の補修・取替 ⇒使用不能なものは新規に取替え、再使用材は部分修理して、できるだけ再利用。各部材の継ぎ手及び加工法は旧来にならない、見え掛りの箇所は古色塗、和釘止とし他は洋釘止とした。取替及び修理の化粧材は桧及び杉の赤味材、野地材は杉の赤味材を使用した。</p> <p>■外部：礎石据直、敷石取替、土間補修、潜戸取替 ⇒敷石の据直、破損した敷石の取替、土間部分の補修(コンクリート打白セメント上塗仕上)、潜戸の取替、破損金具の補足を行なった。 ⇒壁の亀裂及び剥落した部分は取繕いの後、中塗及び漆喰上塗を行なった。</p>
昭和36年 (1961)	解体修理	災害復旧	<p>※修理に関する報告書、公文書がないことから詳細は不明であるが、第二室戸台風により表門両袖簷子堀が倒壊し、表門及び堀の災害復旧解体修理工事が行われたと『笹川邸今昔 味方稽古艸子3』(昭和55年3月味方村誌編さん委員会編)に記載されている。</p>
昭和50年 (1975)	屋根葺替	腐朽・劣化 等	<p>■屋根：茅葺葺替 ⇒軒先が摩滅し波状を呈し、屋根平は破損が著しく棟は竹材が腐朽し雨漏り寸前の状態であったことから、屋根のよし葺全面を解体し、竹野地も破損している竹を旧来と同じ工法で補足し緩みを締直した後、葺直した。</p>
昭和54年 (1979)	部分修理	災害復旧	<p>※「重要文化財旧笹川家住宅修理工事報告書」昭和58年3月(P9、第二節一 工事に至るまでの経過)に「54年居室部床組替及び部分修理、表門及び堀災害復旧工事」との記述があるが、現存する公文書及びその他の既往調査報告書には54年度における表門の具体的な修理内容を確認できる記録は確認されていない。</p>
昭和62年 (1987)	屋根葺替部 分修理	腐朽・劣化 等	<p>■屋根：茅葺葺替 ⇒品軒より両側面ともに1.2mまで葺直し、他は差茅補修を行なった。</p> <p>■外部(北妻面)：破損箇所の壁補修 ⇒北妻の破損部とチリ際をその程度に応じて荒壁、中塗、漆喰上塗の補修を行なった。</p> <p>■その他：金具の取替 ⇒肘壺、柱八双、六葉の各金物のうち錆による破損の大きいものを取替えた。</p>
平成20～21 年(2008～ 2009)	屋根葺替部 分部分修理	腐朽・劣化 等	<p>■屋根：茅葺葺替 ⇒屋根のよし葺全面を解体して葺直した。(竹野地も柱補修のため全面解体)</p> <p>■外壁：破損部分の塗直</p>

※：修理内容分類等基準

○修理分類：①大修理(全解体修理、半解体修理)、②小修理(屋根葺替、部分修理など)

○修理理由：①災害復旧(自然災害等に起因する修理・部材の交換)、②腐朽・劣化等(虫害・虫害・腐朽等に伴う修理・部材の交換、経年劣化等に伴う定期的な修理・部材の交換)

## ② 表座敷及び台所

修理年度	修理概要(※)		修理内容(修理した部分・部位、修理内容、部位の設定基準との対応(素材、形状、工法等))
	修理分類	修理理由	
昭和34年 (1959)	半解体、 屋根葺替	腐朽・劣化 等	<p>■屋根：こけら葺から銅板葺への現状変更 ⇒銅板葺下野地は旧来の屋根こけら葺の垂木上に、野垂木の不陸を直しながら重ねて大釘打とし、野地板を内張した後、銅板葺に葺替えた。</p> <p>■軸部・軒廻り：破損箇所<sup>かみづり</sup>の補修・取替 ⇒使用不能なものは新規に取替え、再使用材は部分修理して、できるだけ再利用。各部材の継ぎ手及び加工法は旧来にならぬ、見え掛りの箇所は古色塗、和釘止とし他は洋釘止とした。取替及び修理の化粧材は桧及び杉の赤味材、野地材は杉の赤味材を使用した。</p> <p>■外部共通：沈下・移動した雨落葛石の据直</p> <p>■土間：盛土撤去及び不陸是正</p>
昭和39年 (1964)	部分修理	災害復旧	<p>※「重要文化財旧笹川家住宅修理工事報告書」昭和58年3月(P9、第二節一 工事に至るまでの経過)に「39年表座敷及び居室部災害復旧工事」との記述があるが、現存する公文書及びその他の既往調査報告書、文献には39年度に修理工事を行なった記録は確認されていない。</p>
昭和53年 (1978)	部分修理	腐朽・劣化 等	<p>■全体：床組解体修理 ⇒畳、建具、敷居、床板等を解体した後に、腐朽した土台、大引、床束を在来工法で取替え、柱根継、根太等を補足し、解体した畳、建具、敷居等を旧に復した。</p> <p>■大広間：畳取替 ⇒畳28枚を腐朽のため取替えた</p>
昭和57年 (1982)	部分修理	腐朽・劣化 等	<p>■北庇屋根：棧瓦葺葺替 ⇒在来どおり補足、棧瓦葺で葺替えた。</p> <p>■外部(北面・西面)：壁塗替、雨落縁石の据直 ⇒砂壁塗替、雨落縁石コンクリート地業のうえ補足し据付けた。</p> <p>■上段の間：畳取替 ⇒畳(紋縁)9枚を取替えた。</p> <p>■次の間：畳取替 ⇒畳(黒縁)12枚を取替えた。</p> <p>■三の間：畳取替 ⇒畳(黒縁)19枚を取替えた。</p> <p>■家老の間：畳取替 ⇒畳(黒縁)11枚を取替えた。</p> <p>■御用帳場：畳取替 ⇒畳(黒縁)8枚を取替えた。</p> <p>■畳廊下：畳取替 ⇒畳(黒縁)25枚を取替えた。</p> <p>■脱衣室：畳取替 ⇒畳(黒縁)2枚を取替えた。</p> <p>■寄付の間：畳取替 ⇒畳(縁なし)10枚を取替えた。</p> <p>■流し・下男部屋：基礎工事、土壌処理、土台・床組取替 ⇒基礎工事を施し、旧位置に復して土壌処理を行い、床組を全て補足した。 ⇒土台を取替え、柱根継を施し旧位置に復した。解体は垂木、軒周り、裏板等を補足し、造作材、外部腰下見張り等の破損部材に補足繕いを加えた。</p> <p>■物置：基礎工事、土壌処理 ⇒基礎工事を施し、旧位置に復して土壌処理を行った。</p> <p>■釜場：壁塗替、雨落縁石の据直 ⇒砂壁塗替、外部雨落縁石コンクリート地業のうえ補足し据付けた。</p> <p>■流し北外洗場：旧規にならぬ砕石地業砂敷石材補足据付</p>

修理年度	修理概要 (※)		修理内容 (修理した部分・部位、修理内容、部位の設定基準との対応 (素材、形状、工法等))
	修理分類	修理理由	
平成9年 (1997)	部分修理	災害復旧	<p>■上段の間：壁塗替、補修 ⇒真壁黄色砂壁上塗補修(部分)、床の間貼紙壁貼替</p> <p>■次の間：壁塗替、補修 ⇒真壁黄色砂壁上塗補修(部分)</p> <p>■畳廊下：壁塗替、補修 ⇒真壁黄色砂壁上塗補修(部分)</p> <p>■家老の間：壁塗替、補修 ⇒真壁小壁色土壁上塗補修(部分) ※修理対象ではない内法下壁は黄色砂壁</p> <p>■家老の間西縁：壁塗替、補修 ⇒真壁白漆喰上塗補修</p> <p>■土間：壁塗替、補修 ⇒北面真壁荒壁補修(部分)</p>
平成20～ 21年 (2008～ 2009)	部分修理	腐朽・劣化 等	<p>■屋根：茅葺葺替 ⇒屋根のよし葺全面を解体して葺直した。竹野地も柱補修のため全面解体した。</p> <p>■北面外部：破損部分の土壁塗替</p> <p>■東面外部：雨落石・溝石の据直、軒下土間整備、壁塗替 ⇒玄関以南の雨落石・溝石の据直、軒下土間叩・玉砂利敷、下男部屋土壁、大戸口漆喰塗壁、南寄り縁漆喰塗壁の破損部分の塗替を行なった。</p> <p>■南面外部：雨落石・溝石の据直、軒下土間整備、壁塗替 ⇒雨落石・溝石の据直、軒下土間叩・玉砂利敷、破損部分の塗替(上便所漆喰壁、東寄縁漆喰壁)を行なった。</p> <p>■西面外部：雨落石・溝石の据直、軒下土間整備、壁塗替 ⇒上便所から便所付近の玄関以南の雨落石・溝石の据直、軒下土間叩・玉砂利敷、破損部分の塗替(囲炉裏の間色土壁、西縁漆喰壁)を行なった。</p> <p>■上段の間：床組補修、床組防腐・防蟻処理、砂壁・土壁・漆喰壁塗替、床下土壌処理</p> <p>■次の間：床組防腐・防蟻処理、砂壁塗替、床下土壌処理</p> <p>■三の間：床組防腐・防蟻処理、砂壁塗替、床下土壌処理</p> <p>■大広間：床組防腐・防蟻処理、床下土壌処理</p> <p>■家老の間：床組防腐・防蟻処理、砂壁塗替、床下土壌処理</p> <p>■御用帳場：床組防腐・防蟻処理、床下土壌処理</p> <p>■寄付：床下土壌処理</p> <p>■寄付の間：床組防腐・防蟻処理、床下土壌処理</p> <p>■囲炉裏の間：土壁塗替、床下土壌処理</p> <p>■畳廊下：砂壁塗替、床下土壌処理</p> <p>■渡廊下：床下土壌処理</p> <p>■上湯殿：漆喰壁塗替、床下土壌処理</p> <p>■上便所：床下土壌処理</p>

## ③ 居室部

修理年度	修理概要(※)		修理内容(修理した部分・部位、修理内容、部位の設定基準との対応(素材、形状、工法等))
	修理分類	修理理由	
昭和34年 (1959)	屋根葺替	腐朽・劣化等	<p>■屋根：こけら葺から銅板葺への現状変更 ⇒銅板葺下野地は旧来の屋根こけら葺の垂木上に、野垂木の不陸を直しながら重ねて大釘打とし、野地板を内張りした後、銅板葺に葺替えた。</p> <p>■軸部・軒廻り：破損箇所への補修・取替 ⇒使用不能なものは新規に取替え、再使用材は部分修理して、できるだけ再利用。各部材の継ぎ手及び加工法は旧来にならない、見え掛りの箇所は古色塗、和釘止とし他は洋釘止とした。取替及び修理の化粧材は桧及び杉の赤味材、野地材は杉の赤味材を使用した。</p>
昭和39年 (1964)	部分修理	災害復旧	<p>※「重要文化財旧笹川家住宅修理工事報告書」昭和58年3月(P9、第二節一 工事に至るまでの経過)に「39年表座敷及び居室部災害復旧工事」との記述があるが、現存する公文書及びその他の既往調査報告書、文献には39年度に修理工事を行なった記録は確認されていない。</p>
昭和54年 (1979)	部分修理	腐朽・劣化等	<p>■全体：床組解体修理、建具取替・補修、畳取替 ⇒襖20本、欄間明障子4本を新補し、1階37枚を畳替し、2階硝子戸11枚を補修した ⇒床組を解体し、土台、床束、大引等を桧葉材で、他を杉材で補足し、取替え、根継等補修して旧位置に不陸を是正した。</p> <p>■茶の間北廊下：床板を補足して張替えた</p> <p>■内廊下：床板を補足して張替えた</p> <p>■仲の間：床板を補足して張替え、壁の塗替補修をした</p> <p>■物置：床板を補足して張替え、周囲の壁面を塗替補修した ⇒周囲腰廻りを小舞搔による中途仕上にて壁面を塗替補修を行なった。</p> <p>■姥部屋：床板張替・補修 ⇒床板を補足して張替えた。</p> <p>■東・南・西廊下：床板張替・補修 ⇒床板を補足して張替えた。</p> <p>■南面南突出部：床組修理 ⇒床組を修理した。</p> <p>■外部(北面)：下見板張替、その他小修理</p> <p>■外部(奥座敷東面)：壁塗替、補修 ⇒在来工法のとおり漆喰仕上により壁面を塗替補修</p> <p>■外部(北面物置)：北板戸取替</p>
昭和56～57年 (1981～1982)	半解体修理	腐朽・劣化等	<p>■台所：半解体傾斜修正及び床組解体修理、屋根葺替 ⇒軒桁上部及び側回り建具、板壁を解体し、北梁に丸太を北方に架けジャッキにて押して傾斜を是正、屋根は補足瓦を加え、在来工法にて葺立てた。また、南方床組は破損材を取替え、北方通路の柱沓石は、正規の位置に据付けた。雨落石はコンクリート地業の上に据付けて、軒下はコンクリートモルタル塗とし、下見板は在来工法に従い張替え、黒色仕上とした。その他補足材は古色塗を行い、北妻壁は小舞搔、荒付、中塗仕上にて補修した。</p>

修理年度	修理概要 (※)		修理内容 (修理した部分・部位、修理内容、部位の設定基準との対応 (素材、形状、工法等))
	修理分類	修理理由	
昭和 56～ 57 年 (1981～ 1982)	半解体修理	腐朽・劣化 等	<p>■浴室:土台を新補・据直、壁面塗替、屋根解体・葺替等</p> <p>⇒蟻害腐朽した屋根及び表座敷台所境の東面を解体し、地覆を据直し、土台を東方台所境は 21×21cm、北側は 13cm 角の桧葉材にて新補し、柱根継は腐朽部にて行った。軒廻りは垂木、広小舞、化粧裏板を取替えた。北側、西側、東側の壁は在来工法にて塗替え、屋根は全面解体し、葺替えた。その他、南方床組替、北部内外腰板張替、建具補修、北方床敷石の敷直、雨落石はコンクリート地業の上据付けた。加えて、土壌処理、木材防腐防蟻処理、自動火災報知設備の復旧工事を行った。</p>
昭和 58 年 (1983)	屋根工事	腐朽・劣化 等	<p>■屋根:棧瓦葺葺替</p> <p>⇒南面西端突出部の 2 階棧瓦葺の屋根瓦を全面的に葺替えた。野地は腐朽部の補修を行い、土居葺は全面取替え、防腐処理を行なった。</p> <p>■外部(背面 2 階):露台廻り修理</p> <p>⇒2 階背面露台について、部材の歪曲している箇所を取替え、締直した。</p>
平成 9 年 (1997)	部分修理	災害復旧	<p>■屋根:銅板葺屋根・野地解体・修理、木材の補足</p> <p>⇒銅板葺屋根・野地を解体し、木材を補足(化粧垂木(くさまき)上小節挽立材)、化粧裏板・面戸板(杉上小節挽立材)、野地材(杉小節材))し修理した後、銅板葺屋根を葺直した。</p> <p>■仏間外部:腰簷子取外・復旧</p> <p>■新奥外小壁:壁面塗直</p> <p>⇒真壁色漆喰上塗直(搔落含む)</p> <p>■上湯殿外部:壁面塗直</p> <p>⇒真壁色漆喰上塗直(搔落含む)</p> <p>■場所不明外部:壁面塗直</p> <p>⇒真壁色漆喰上塗直(搔落含む)</p> <p>■仏間:南面真壁解体・塗直、漆喰上塗</p> <p>■新奥:床の間・床脇補修</p> <p>⇒床裏壁板取外・復旧、床脇真壁解体・塗直、漆喰上塗を行なった。</p> <p>■居間:壁面紙壁等補修</p> <p>⇒置き床壁紙を貼直し、片襖紙の補修を行なった。</p> <p>■2階書斎:違い棚補修</p> <p>⇒違い棚の壁紙繊維壁の補修を行なった。</p> <p>■場所不明内部:壁面塗直</p> <p>⇒小壁真壁色漆喰部分補修(搔落含む)を行なった。</p> <p>■場所不明内外部:壁面塗直</p> <p>⇒真壁漆喰上塗直(搔落含む)、真壁漆喰塗部分補修を行なった。</p>

修理年度	修理概要 (※)		修理内容 (修理した部分・部位、修理内容、部位の設定基準との対応 (素材、形状、工法等))
	修理分類	修理理由	
平成 20～21 年 (2008～2009)	部分修理	腐朽・劣化等	<p>■屋根：野地補修、棧瓦葺清掃・葺替、銅板葺直            ⇒北面突出部棧瓦葺清掃            ⇒西側下屋底板葺野地補修、銅板一文字葺直            ⇒南側下屋底板葺野地補修、銅板一文字葺直            ⇒渡廊下棧瓦葺野地補修、棧瓦葺替</p> <p>■外部(北面)：北面突出部東面一部の雨落石の据直            ■外部(東面)：雨落石・溝石の据直、軒下土間叩            ■外部(南面)：雨落石・溝石の据直、軒下土間叩            ■外部(西面)：階段下物置から南よりの雨落石の据直、軒下土間叩、破損部分の塗替(色土壁)</p> <p>■1 階茶の間：床組防腐・防蟻処理            ■1 階次の間：床組防腐・防蟻処理            ■1 階客間：床組防腐・防蟻処理、漆喰壁塗替            ■1 階七畳の間：床組防腐・防蟻処理            ■1 階中廊下：色土壁塗替            ■1 階奥座敷：床組防腐・防蟻処理、漆喰壁塗替            ■1 階次の間②：床組防腐・防蟻処理、漆喰壁塗替            ■1 階居間②：床組防腐・防蟻処理、漆喰壁塗替            ■1 階居間①：床組防腐・防蟻処理、漆喰壁塗替            ■1 階姥部屋：床組防腐・防蟻処理、色土壁塗替            ■1 階西側庇・板張廊下：色土壁塗替            ■1 階南側庇・板張廊下：色土壁塗替            ■1 階東側庇：色土壁塗替(一部)            ■1 階北廊下：色土壁塗替            ■1 階茶室：床組防腐・防蟻処理、漆喰壁塗替            ■1 階控の間：床組防腐・防蟻処理、漆喰壁塗替            ■1 階控室：漆喰壁塗替            ■1 階酒部屋：土壁塗替            ■1 階髪結の間：床組防腐・防蟻処理、色土壁塗替            ■1 階居間③：床組防腐・防蟻処理、漆喰壁塗替            ■1 階新奥の間：床組防腐・防蟻処理、漆喰壁塗替            ■1 階仏間：床組防腐・防蟻処理            ■2 階座敷：床の間色土壁塗替、東面小壁砂壁塗替            ■2 階書斎：色土壁塗替            ■2 階化粧部屋：砂壁塗替            ■2 階北廊下等：漆喰壁塗替            ■2 階西廊下：漆喰壁塗替            ■2 階東廊下：漆喰壁塗替</p>



## ④ 奥土蔵

修理年度	修理概要 (※)		修理内容 (修理した部分・部位、修理内容、部位の設定基準との対応 (素材、形状、工法等))
	修理分類	修理理由	
昭和 55 年 (1980)	半解体修理	腐朽・劣化等	<p>■全体:床下コンクリート土間<sup>ほつり</sup>研、土蔵床組解体修理、建具補修 ⇒床下コンクリートを撤去し山砂を敷詰め、床組は全解体し、腐朽材を取替え在来工法にそって組立てた。建具は奥土蔵大戸、窓、北側硝子戸、渡廊下、板戸、硝子戸を補修した。</p> <p>■屋根:野地解体修理、屋根葺替 ⇒野地まで解体し、破損の垂木を補足、軒広小舞を全面取替え、野地板を補足して張立て、土居葺を行い、破損瓦を補充して、葺立てた。</p> <p>■東側下屋:基礎の補修、屋根の葺替 ⇒柱礎石にコンクリート基礎を施し、沓石を据付け、小屋組を解体修理し、柱 1 本、繫梁を取替え、垂木を補足して、広小舞を新補した。</p> <p>■北側庇:屋根の解体修理、葺替 ⇒小屋組を解体、軸部歪みを修正し野地を拵え、土居葺、棧瓦葺を行った。</p> <p>■渡廊下:半解体、土台の取替、部材の補足、屋根の葺替 ⇒不陸傾斜が著しいため、半解体し、北側地覆石、南側柱礎石、所定の高さにあわせて床束石は据直し、土台は腐蝕のため全て取替えた。その後、柱を立て、繫梁、軒桁、棟桁を組み、貫を通し、板を二重に張り、軒広小舞、床組を組み、床板を張り、造作等を組立てた。屋根は土居葺、棧瓦葺で葺替えた。</p> <p>■外部:基礎の一部補修 ⇒基礎布石及び葛石の一部補修し、据直した。</p>
平成 9 年 (1997)	部分修理	災害復旧	<p>■外部(南妻面):腰モルタル塗壁補修、大壁漆喰上塗直 ⇒腰モルタル塗壁補修は、亀裂し剥落した腰壁の両隅について、中塗まで解体、上塗仕上、大壁は搔落、中塗の塗直、漆喰上塗直を行なった。</p> <p>■外部(北妻面):大壁漆喰上塗直 ⇒搔落、中塗の塗直、大壁漆喰上塗直を行なった。</p> <p>■外部(背(西)面):亀裂部分の補修、大壁漆喰上塗直、鉢巻の漆喰塗の亀裂補修 ⇒大壁は、亀裂部分の補修、大搔落、中塗の塗直、大壁漆喰上塗直、鉢巻は漆喰塗の亀裂補修を行なった。</p>
平成 20～ 21 年(2008 ～2009)	部分修理	腐朽・劣化等	<p>■外部壁面共通:養生板補修、腰モルタル塗補修、腰上漆喰塗補修 ⇒養生板の補修、腰モルタル塗補修、腰上漆喰塗補修(上塗層、中塗層を搔落とした後に補修)を行なった。</p>

## ⑤ 雑蔵

修理年度	修理概要(※)		修理内容(修理した部分・部位、修理内容、部位の設定基準との対応(素材、形状、工法等))
	修理分類	修理理由	
昭和 51,52 年(1976～ 1977)	屋根替、半 解体修理	腐朽・劣化 等	<p>■全体:当初形式への復旧整備 ⇒後世増築又は改変部について資料に基づき、現状変更許可の手続きを行い可及的当初の形式に復旧整備した。</p> <p>■屋根:解体修理、屋根の葺替 ⇒土居葺を行い、破損瓦を補充して、葺立てた。</p> <p>■土台・床組・柱根:防蟻・防腐処理</p> <p>■基礎:布石の据直、雨落石の通り修正、土壌処理 ⇒沈下している布石の据直、根巻コンクリートによる補強、雨落石の通りの修正等の基礎補修、布石周囲の土壌処理を行なった。</p> <p>■土間:補修修理 ⇒土間叩は赤土に塩化カルシウムと石灰を混ぜたもので突き固めて補修した。</p> <p>■軸部:部分解体、腐朽・破損箇所の部材修理・取替、当初形式への復旧整備 ⇒軸部を解体せず補修に必要な床周り等の部分解体するとともに、腐朽・破損箇所の部材修理・取替、新材による当初形式への復旧整備を行なった。</p> <p>■建具:補修整備</p> <p>■外部:解体修理・土壁の塗替 ⇒木舞、土壁を一旦撤去した後、改めて左官工事を行い、当初の形式に復旧整備した。</p> <p>■台所:傾斜の是正、腐朽部分の取替・補修 ⇒居室部と雑蔵の間に接続する台所について、柱の倒れの是正、土台及び床板の腐朽部分の取替、筋違による補強、瓦のずれ補修を行なった。</p>
平成 7 年 (1995)	部分修理	災害復旧	<p>■外部(南面(正面)):出入口上部庇葺替 ⇒正面出入口上部の庇(霧除)の葺替を行なった。</p> <p>■外部(北面(背面)):下見板の取替(部分) ⇒土台上部の下見板の破損・腐朽箇所の交換修理を行った。</p>
平成 20～ 21 年(2008 ～2009)	部分修理	腐朽・劣化 等	<p>■各面共通:土台、腰羽目板防腐処理</p> <p>■外部(北面(背面)):土台・腰板補修・取替(部分)、土壁・漆喰塗壁補修(部分) ⇒背面土砂鋤取、玉砂利敷、背面土台腐朽部分の補修・取替、一部腰板の取替、土台補修範囲の土壁(真壁)の補修、腰板上部漆喰塗補修を行なった。</p> <p>■外部(東面(側面)):腰板上部漆喰塗補修</p> <p>■外部(西面(側面)):腰板上部漆喰塗補修</p>

## ⑥ 文庫

修理年度	修理概要 (※)		修理内容 (修理した部分・部位、修理内容、部位の設定基準との対応 (素材、形状、工法等))
	修理分類	修理理由	
昭和 36 年 (1961)	解体修理	災害復旧	※修理に関する報告書、公文書がないことから詳細は不明であるが、第二室戸台風により文庫に大木の杉が倒れ破損したことを受け、文庫の災害復旧解体修理工事が行われたと思われる。
昭和 51～ 52 年(1976 ～1977)	部分修理	腐朽・劣化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>■屋根: 破損箇所の部分補修</li> <li>■土台・床組・柱根: 防蟻・防腐処理</li> <li>■外部(背面): 布石の交換(部分)、土壌処理 ⇒損傷の著しい布石の交換、布石周囲の土壌処理を行った。</li> <li>■外部(南側面): 布石の交換(部分)、土壌処理 ⇒損傷の著しい布石の交換、布石周囲の土壌処理を行った。</li> <li>■外部: 亀裂の生じた壁の部分補修</li> </ul>

## ⑦ 米蔵

修理年度	修理概要 (※)		修理内容 (修理した部分・部位、修理内容、部位の設定基準との対応 (素材、形状、工法等))
	修理分類	修理理由	
昭和 51 年 (1976)	土間舗装	腐朽・劣化等	■土間: 不陸修正
昭和 57 年 (1982)	屋根葺替部分修理	腐朽・劣化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>■全体: 土台取替、外壁漆喰上塗替、その他小修理 ⇒土台は旧規にならい施工し、柱根継の後、旧位置に下し、地覆石上端の柱当り束石にて不陸を是正した。壁面は外部東・北・西方大津仕上、南方漆喰仕上により塗りあげた。庇土間及び軒下はコンクリート打モルタル塗で仕上げ、西面・北面の雨落溝は縁石を据直し、東面・南側庇外は砂利敷とした。</li> <li>■東蔵: 床組取替 ⇒床組を解体し、在来工法にならい組立てた。</li> <li>■西蔵: 床組取替 ⇒アスファルト土間を研り取り、土壌処理を行い、在来工法にならい組立てた。</li> <li>■奥屋根: 屋根葺替 ⇒腐朽した垂木を取替え、広小舞、野地板、土居葺、棧瓦葺とし、葺替をした。</li> <li>■庇: 土台補修、屋根葺替 ⇒柱杓石、地覆石の据直、土台、東妻間柱を新補し、軒桁上解体、垂木、広小舞、化粧裏板を補足して、棧瓦葺とし、葺替をした。</li> </ul>
平成 9 年 (1997)	部分修理	災害復旧	■外部(南面(正面)): 亀裂補修(部分)、漆喰塗直(部分) ⇒漆喰亀裂補修、東戸口上枠下面の剥落した黒漆喰の上塗直を行なった。
平成 20～ 21 年(2008 ～2009)	部分修理	腐朽・劣化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>■各面共通: 腰上部の壁補修 ⇒腰上部大壁を中塗層まで搔落とした上で漆喰上塗直を行なった。</li> <li>■外部(北面(背面)): 背面排水溝清掃</li> <li>■外部(南面(正面)): 基壇石葛石据直</li> </ul>
平成 24～ 25 年(2012 ～2013)	部分修理	腐朽・劣化等	■外部西妻面全面及び正面・背面取合部分の土壁補修 ⇒西面妻梁上部及び正面・背面の鉢巻部分の下地補修又は取替、土壁の解体、木舞補修、塗直、外部下見板、内部張板の補修・防腐処理を行なった。

## ⑧ 飯米蔵

修理年度	修理概要 (※)		修理内容 (修理した部分・部位、修理内容、部位の設定基準との対応 (素材、形状、工法等))
	修理分類	修理理由	
昭和 55 年 (1980)	屋根葺替部分修理	腐朽・劣化等	<p>■全体:床組解体修理、土台取替 ⇒床組を解体し、床束石据直、土台修理後、床板を張替え、底下間及び軒下はコンクリート打モルタル塗仕上、南側雨落砂利敷として、補修した。</p> <p>■奥屋根:全面庇葺替 ⇒解体後、垂木、広小舞、野地板を補修し、土居葺替、棧瓦葺を行った。</p>
平成 9 年 (1997)	部分修理	災害復旧	<p>■外部(東側面):腰壁上部の大壁漆喰上塗直(搔落含む)</p> <p>■外部(西側面):腰モルタル亀裂補修、腰壁上部の大壁漆喰上塗直(搔落含む)</p> <p>■外部(南面(正面)):腰壁上部の一部大壁漆喰上塗直(搔落含む)</p> <p>■外部(北面(背面)):上部鉢巻部分の漆喰塗り亀裂補修、腰壁上部の大壁漆喰上塗直(搔落含む)</p>
平成 20～ 21 年(2008 ～2009)	部分修理	腐朽・劣化等	<p>■外部(北面(背面)):背面排水溝清掃</p>

## ⑨ 三戸前口土蔵

修理年度	修理概要 (※)		修理内容 (修理した部分・部位、修理内容、部位の設定基準との対応 (素材、形状、工法等))
	修理分類	修理理由	
昭和 55 年 (1980)	部分修理	腐朽・劣化等	<p>■東倉、中倉、西倉:床下コンクリート<sup>はつ</sup>研、床組解体修理 ⇒床下コンクリートを撤去し、山砂利を敷き、土台を補修、柱根継を施し、柱当り束石にて不陸を修正した。</p> <p>■屋根:解体補修 ⇒奥屋根を解体し、垂木、広小舞、野地板を補修し、土居葺、棧瓦葺を行った。</p> <p>■北側庇:小修理 ⇒柱礎石据直、垂木、軒廻りを一部補修し、屋根を小修理した。</p>
平成 9 年 (1997)	部分修理	災害復旧	<p>■外部(西面):腰モルタル壁面の亀裂補修</p> <p>■外部(南面(背面)):腰モルタル壁面の亀裂補修、一部漆喰上塗直 ⇒亀裂破損のある東蔵窓間の腰モルタル上と南西隅の角面、窓枠下角の漆喰上塗直、腰モルタル壁面の亀裂補修を行なった。</p> <p>■外部(北面(正面)):亀裂補修及び漆喰上塗直(部分) ⇒漆喰壁と漆喰塗戸(西藏扉)の亀裂部補修、戸脇枠下辺の黒漆喰塗の剥落箇所の塗直を行なった。</p>
平成 14 年 (2002)	部分修理	腐朽・劣化等	<p>■屋根:全面葺替 ⇒正面庇の下葺木羽の傷んだ部分及び傷んだ瓦の取替及び葺直工事を行なった。 ⇒数か所発生していた雨漏り解消のため、瓦を一旦全て取除き、下葺の木羽の傷んだ部分を取替え、取除いた瓦で葺直した(傷んでいる瓦は取替)。</p>

## ⑩ 井戸小屋

修理年度	修理概要 (※)		修理内容 (修理した部分・部位、修理内容、部位の設定基準との対応 (素材、形状、工法等))
	修理分類	修理理由	
昭和 57 年 (1982)	屋根葺替部分修理	腐朽・劣化等	<p>■全体:屋根解体修理、地覆石取替、軸部根半解体、土間敷石替、北面土留石垣積</p> <p>⇒屋根・桁上を解体し、地覆石据替、土台据付、貫補修、軒桁補修、垂木、広小舞、化粧裏板を補修し、土居葺、棧瓦葺を行い、雨落縁石据付、背面土留自然石積、床碎石地業石敷、雨落溝砂利敷にて補修した。</p>

## ⑪ 外便所

修理年度	修理概要 (※)		修理内容 (修理した部分・部位、修理内容、部位の設定基準との対応 (素材、形状、工法等))
	修理分類	修理理由	
昭和 54 年 (1979)	部分修理	腐朽・劣化等	<p>※「重要文化財旧笹川家住宅修理工事報告書」昭和 58 年 3 月 (P9、第二節一 工事に至るまでの経過)に「54 年居室部床組替及び部分修理、表門及び塀災害復旧工事」との記述があるが、現存する公文書及びその他の既往調査報告書には 54 年度における表門の具体的な修理内容を確認できる記録は確認されていない。</p>
昭和 57 年 (1982)	部分修理	腐朽・劣化等	<p>■全体:基礎工事、左官工事、他小修理</p>
平成 9 年 (1997)	部分修理	災害復旧	<p>■外部:庇屋根上小壁の真壁漆喰上塗直 (搔落共)</p> <p>■内部:南面内部小壁の真壁漆喰上塗直 (搔落共)</p>

## ⑫ 塀

修理年度	修理概要 (※)		修理内容 (修理した部分・部位、修理内容、部位の設定基準との対応 (素材、形状、工法等))
	修理分類	修理理由	
昭和 53 年 (1978)	解体修理	腐朽等	<p>■全体:解体修理</p> <p>⇒基礎は栗石コンクリート地業とし、福島県西会津町産の凝灰岩を加工布積みし補修した。また、木材及び屋根瓦は全て新補した。部材、壁面塗装は屋根塀にない補修した。</p> <p>■表門南方及び北方:屋根塀・板塀の全解体修理</p> <p>⇒屋根塀・板塀の全解体し、土台取替、柱、腕木、出桁、軒桁、貫等を一部補修し、裏板広小舞を組立後、屋根の葺替、壁面の塗替をした。</p> <p>■表門内南側:全解体修理</p> <p>⇒東方板塀を全面解体し、昭和初期の写真を参考に、板塀を屋根塀に変更し、基礎、土台、腕木、出桁、軒桁貫、裏板等表門南方及び北方にない組立てた。</p> <p>⇒西方土塀を全面解体し、昭和初期の写真により、板塀を腰布石積土塀に変更した。</p> <p>■表門内北川板塀及び内庭境板塀:全解体修理</p> <p>⇒全解体し、地覆石をコンクリート基礎上に据付け、柱当り土台下束石を設け、土台、柱、通貫、笠木を組立て壁板張で補修した。また、控柱を設け、内庭境板塀の中央南寄に半間の潜戸を設けた。</p>
平成 7 年 (2005)	部分修理	腐朽・劣化等	<p>■中塀:屋根の解体・葺替</p> <p>⇒腐朽した板葺屋根を解体し、新材に葺替えた。</p>

## ⑬ 裏門

修理年度	修理概要 (※)		修理内容 (修理した部分・部位、修理内容、部位の設定基準との対応 (素材、形状、工法等))
	修理分類	修理理由	
昭和 57 年 (1982)	解体修理	劣化等	<p>■全体:解体修理、屋根葺替 ⇒柱基礎、栗石、コンクリート地業・礎石を据付け、袖塀布石積及び石垣積基礎はコンクリート地業を施した後に組立て、野地板を打付け、アスファルトルーフィング下草、アスファルト敷、0.35m/m 厚銅板定尺八つ切に拵え葺立てた。また、袖塀は、板塀にならない新補した。</p>

## ⑭ 通路

修理年度	修理概要 (※)		修理内容 (修理した部分・部位、修理内容、部位の設定基準との対応 (素材、形状、工法等))
	修理分類	修理理由	
昭和 57 年 (1982)	部分修理	劣化等	<p>■表門内敷石・寄付前の石敷通路: ⇒解体前の中・曲りを T 張りをして、高さを表西門・寄付東雨落石上端を基準として補修した。基礎は碎石転圧し、砂敷を据付けた。</p> <p>■表門より台所大戸口前 ⇒長さ 87cm、巾 30cm 厚さ 13cm の凝灰岩加工石とし、寄付前は古材を再用した。基礎は碎石転圧し、砂敷を据付けた。</p> <p>■表門より玄関式台前 ⇒までは従来どおり両側縁石とし、通路小砂利敷をした。また、縁基礎はコンクリート地業として据直した。</p> <p>■表座敷台所北庇北より裏門 ⇒上記にならない敷直した。</p>
平成 3 年 (2001)	部分修理	劣化等	<p>■砂利敷通路:修景整備 ⇒以前の土間叩仕上に近い仕上となるよう、前庭の雰囲気に配慮した通路を整備した。</p> <p>■敷石:敷石の据直、園路の新設 ⇒土に埋没した会津石通路を据直した。(敷石西側) ⇒回遊に必要な園路として、会津石の通路を整備した。</p> <p>■橋:縁石修理 ⇒崩れていた記念館側の縁石を修復した。</p> <p>■舟入堀:水質改善 ⇒水量を調整し水質を改善するとともに、水際を丸太等で支え土砂の堀への流入を防ぐ。</p>

### 3 活用履歴

#### (1) 公開業務の実施状況

##### 1) 公開状況

開館時間：9時～17時

休館日：月曜日（休日の場合は翌日）、休日の翌日（土曜日が休日の場合、火曜日）  
 年末年始（12月28日～翌年1月3日）

料金：大人（高校生以上）500円、小・中学生300円（未就学児は無料）土・日・祝日は小・中学生は無料

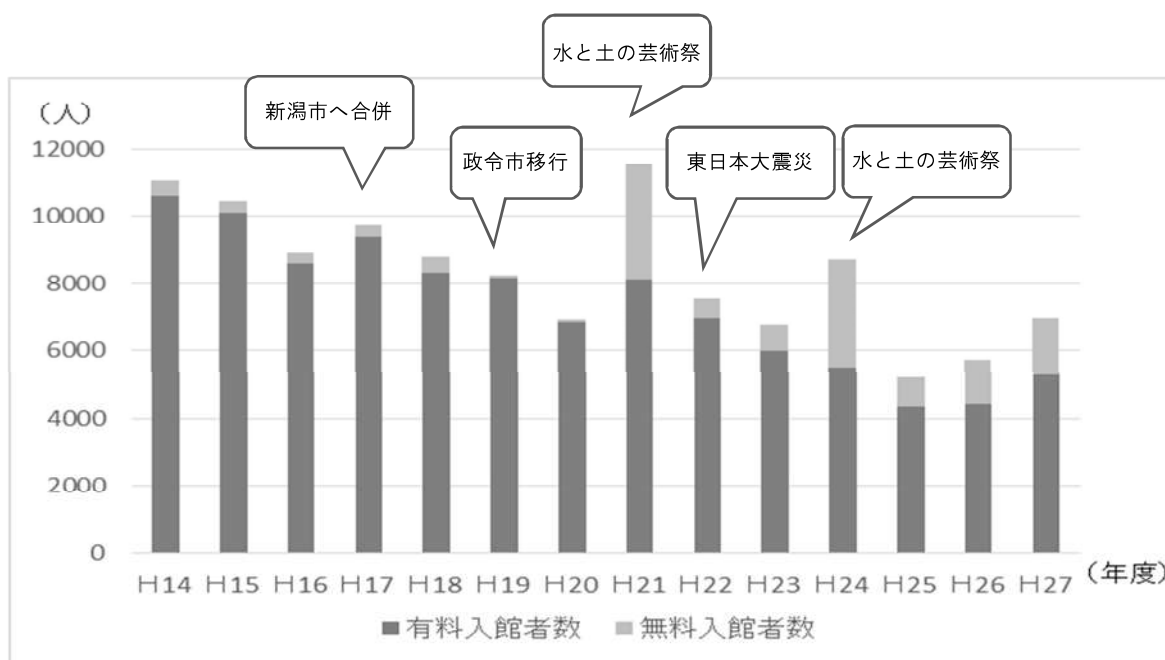
駐車場：無料20台

施設案内（ガイド）：旧笹川家住宅管理人、もしくはボランティアガイドの会（団体来館者の事前予約のみ）

##### 2) 来館者数の推移

（単位：人）

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
無料入館者数	436	347	335	338	450	70	90	3,443	628	736	3,220	901	1,310	1,654
有料入館者数	10,610	10,098	8,565	9,372	8,309	8,145	6,827	8,110	6,929	6,001	5,475	4,331	4,422	5,290
合計	11,046	10,445	8,900	9,710	8,759	8,215	6,917	11,553	7,557	6,737	8,695	5,232	5,732	6,944



## 3) 活用業務の実施状況

活用業務は南区役所地域課（文化・スポーツ係）が、文化・観光などの関係課との調整、イベント企画運営、施設活性化施策の検討等を行っている。平成26・27年度の実施状況は以下のとおりである。

表 1-1 笹川邸 年間行事・イベント

イベント名	実施日	運営主体
ひな祭りを楽しむ会	2月～3月開催	笹川邸ボランティアガイドの会
さつき展	6月開催	新潟市教育委員会味方地区公民館
過去の白根大凧合戦ポスターの展示	平成26年度：6月	新潟市南区役所産業振興課
ミニ盆栽ワークショップ	平成27年度：7月12日	新潟市南区役所地域課
夕暮れコンサート	平成27年度：7月20日	新潟市南区役所地域課
来てきて笹川邸夏編	平成26年度：7月27日 平成27年度：8月9日	新潟市南区役所地域課
浴衣で（de）笹川邸	平成27年度：8月22日	新潟市南区役所地域課
来てきて笹川邸秋編	平成26年度：10月12日 平成27年度：9月22日	新潟市南区役所地域課
白根絞り展示会	平成27年度：9月19日～23日	新潟市南区役所地域課
かぐら in 笹川邸	10月開催	新潟市南区観光協会
月潟角兵衛獅子 囃子と横笛	平成27年度：10月4日	月潟竹籟の会
オトナ心をくすぐる秋	平成27年度：10月25日	新潟市南区役所地域課
菊花展	11月開催	新潟市教育委員会味方地区公民館
文化の日無料開放	11月3日	新潟市南区役所地域課
お茶会	平成26年度：11月3日 平成27年度：6月7日、11月3日	新潟市南区観光協会 味方茶道クラブ
虫の音コンサート	平成27年度：11月22日	新潟市南区役所地域課
味方ロールプロジェクト		新潟市教育委員会味方地区公民館



表 1-2 曾我・平澤記念館 年間行事・イベント

イベント名	実施日	運営主体
白根大凧合戦写真コンテスト入賞作品展	5月、11月開催	新潟市南区役所産業振興課
曾我量深先生を語る会	平成26年度：6月	新潟市南区役所地域課
平澤興先生を語る会	平成27年度：6月	新潟市南区役所地域課
味方水墨彩画作品展	平成26年度：7月	地元グループ
彩の会絵画作品展	平成27年度：7月	地元グループ
抹茶でおもてなし	7月開催	地元茶道グループ
味方陶芸愛好家作品展	8月開催	地元陶芸グループ
味方書道会作品展	9月開催	地元書道会2団体
つばきの会植物画作品展	10月開催	地元グループ
来てきて笹川邸秋編	平成26年度：10月12日 平成27年度：9月22日	新潟市南区役所地域課
先人に学ぶ集い	11月開催	新潟市南区役所地域課
虫の音コンサート	平成27年度：11月22日	新潟市南区役所地域課

## 第5節 保護の現状と課題

### 1 保存の現状と課題

#### (1) 保存の現状と課題

これまでの主な修理の要因としては、経年劣化に伴う屋根材の葺替や壁の補修、台風・強風等による建物周辺の樹木の倒伏による建物破損の補修、虫害・腐朽に対応した床組の補修、地震災害による土壁の亀裂等の補修がある。

現状では過去に修理された小屋組や床組・軸部に大きな破損は見られないが、表座敷では、屋根の雨漏りを要因とする土壁への雨染み、軒先の腐朽・白カビが発生している箇所が数か所確認された。

特に、大正元（1912）年（明治36（1903）年とも）に増築された居室部2階部分では軸部全体に歪みが生じている他、屋根の雨漏りを要因とする天井板への雨染み、畳の一部腐朽等が確認されており、専門的な耐震診断を行ったうえで、適切な耐震工事を行う必要があると考えられる。耐震対策が行われるまでの間は、居室部2階部分及び階下部分への不特定多数の立入及び公開を禁止する。

その他、土蔵群は漆喰壁のひび割れが数か所あり、雑蔵では雨漏りをしている跡がある他、表門北方屋根板塀、裏門はそれぞれ敷地内側に倒れている。

これらの破損、腐朽に対して早急な対応が求められる。

#### (2) 管理の現状と課題

敷地内には、来館者用屋外便所を除き、指定文化財でない建物がないことから、外回りの道具が、雑蔵、文庫、外便所に、屋内用の道具が物置、酒部屋に保管されるなど、公開されていない区画があり、重要文化財の保護、活用に必要な備品等の収納スペースの確保と重要文化財としての価値を踏まえた、公開・非公開区画の見直しが必要である。

また、限られた職員で管理作業と来館者への対応を行っていることより、効率的に維持管理作業ができていないことから、管理体制の見直しを図る必要がある。

## 2 活用の現状と課題

### (1) これまでの活用状況と問題点

地域の伝統芸能やイベントの会場としても活用されているが、公開（見学）を主として運営を行っている。来館者数は減少傾向にある。

旧味方村時代は部屋名称のサインしかなかったことから、平成22年度にサインを一新したが、案内板等による解説も限られており、情報提供が不十分となっている。

一方、一般的に笹川家ゆかりの展示品が少ないことから、かつての暮らしぶりの再現、説明が困難な状況にある。

旧味方村から移管された時点で展示されていた民具（地元住民からの寄贈品）等の展示物を含めて、一般的に、展示計画が十分に練られておらず、かつ所有権や管理方法が曖昧なものが多く存在する。

### (2) 来館者向けの冷暖房について

旧味方村時代にはファンヒーターを用いて、部分的に暖房していたこともあるが、管理人も屋外の清掃活動をしていることも多く、安全管理ができないことから現時点では暖房設備を設けていない。

同様の安全管理上の理由で、囲炉裏に火を入れることはしていない。

### (3) 重要文化財としての価値や特徴の発信について

県内の重要文化財（建造物・近世以前/民家）や市内の文化財等との比較では、旧笹川家住宅は大庄屋の役宅や平野部の河川沿いの屋敷構えなどの特徴が際立っていると考えられるが、その特徴が十分に伝えられていない。

公開活用としては市内の旧小澤家住宅や旧齋藤家別邸に見られるように、ボランティアガイドの配置や基本的な展示解説案内が整備されていたり、手入の行届いた庭を公開することで来館者に四季折々の風情を楽しんでもらったり、企画プログラムや市民の参加なども行われているが、今後このような点についても積極的に取り組んでいくことによって、重要文化財としての価値や特徴が伝えられると考えられる。

## 第6節 上位関連計画における計画地の位置付け

### 1 上位関連計画における関連施策

上位関連計画における関連施策は以下のとおりである。

#### (1) にいがた未来ビジョン（新潟市総合計画）

□ 基本計画での関連する施策

政策⑤ 地域資源を活かすまち

施策 16 地域の個性、歴史、文化に根ざしたまちづくり

これまで各地域で守り、受け継がれてきた豊かな自然や歴史、文化など、地域の個性を活かしたまちづくりを進め、それぞれのまちなかの活性化につなげるとともに、その魅力を内外に発信、地域間の連携を強化することで、都市全体の大きな魅力につなげ、交流人口の拡大を図るとともに、来訪者が住んでみたいと思うまちづくりを進めます。

#### (2) 南区区ビジョンまちづくり計画

□ まちづくりの方針

7 にぎわいと多彩な交流のまちづくり

**観 光**

(1) 発信力の向上と交流人口の拡大

白根大胤合戦、笹川邸（市所有唯一の国重要文化財旧笹川家住宅）、郷土芸能角兵衛獅子、そのほか地域固有の文化施設や伝統行事に「食」を組み合わせた観光プランなどを構築することにより、通過型観光から滞在型観光への転換を図り、交流人口の拡大につなげます。

**文 化**

(2) 地域の宝ものみがきと次世代への継承

地域固有の文化施設や伝統行事などの魅力を向上させるとともに、保全と活用を図り、次世代へ継承します。

## (3) 新潟市文化創造都市ビジョン

## 基本方針2 新潟文化の個性と多様性の伸長

## 2 地域文化の継承と発展

## (2)有形の文化遺産の保存と活用

## ★方向性★

- 有形文化遺産の収集・保存・調査・研究の充実を図ります。
- 有形文化遺産の保護・継承とその活用を充実するとともに、積極的な情報の発信を行い、その価値の再認識を図ります。

## 6 地域の文化発信 ～政令指定都市と8区の文化～

## (1)8区における地域文化の振興とまちづくり

様々な分野において、区内の結びつきを一層強めながら、地域文化の魅力を新潟市全体の一体感醸成と市民の誇りにつなげていきます。

## ●南区●

南区味方にある重要文化財旧笹川家住宅（笹川邸）は、市が所有する唯一の国指定の重要文化財で、日本でも有数の規模を持つ、近世後期の大庄屋の住宅です。区では、集客増をめざし、南区の特産品などを扱う直売所の開設、雰囲気マッチしたイベントなども実施しています。

## (4) 新潟市都市計画基本方針 -都市計画マスタープラン-

## 第4章 都市・地域づくりの方針

## 3. 暮らしの質を高める身近な地域づくりの方針（生活圏レベルの基本方針）

## 方針9 歴史・文化的個性を感じることができる

## 方針9-1 地域文化を守り、活かす

## 【目標34】 歴史・文化的資源を再発見し誇りを持てる

- 地域固有の歴史・文化を発掘し、継承します。  
地域の歴史・文化を物語る貴重な有形・無形文化遺産を調査・収集し、保全します。また、白根大風合戦など地域固有のイベントや祭事などを継承するとともに、その魅力を広く紹介し、観光資源などに活用します。
- 地元学・地域学の活動を支援し、市民が地域文化を共有できるようにします。  
自分の暮らす地域を学ぶ地域学の取り組みや、地域を見つめ直し、地域の魅力・宝(資源)を活かしながら地域づくりを行う地元学の取り組みを支援します。また、この活動と連動して、各地域の景観資源等を市民自ら発掘する魅力探検ツアーなどの開催や支援、魅力ある景観形成に向けた意識の共有化を図る取り組み等を充実します。

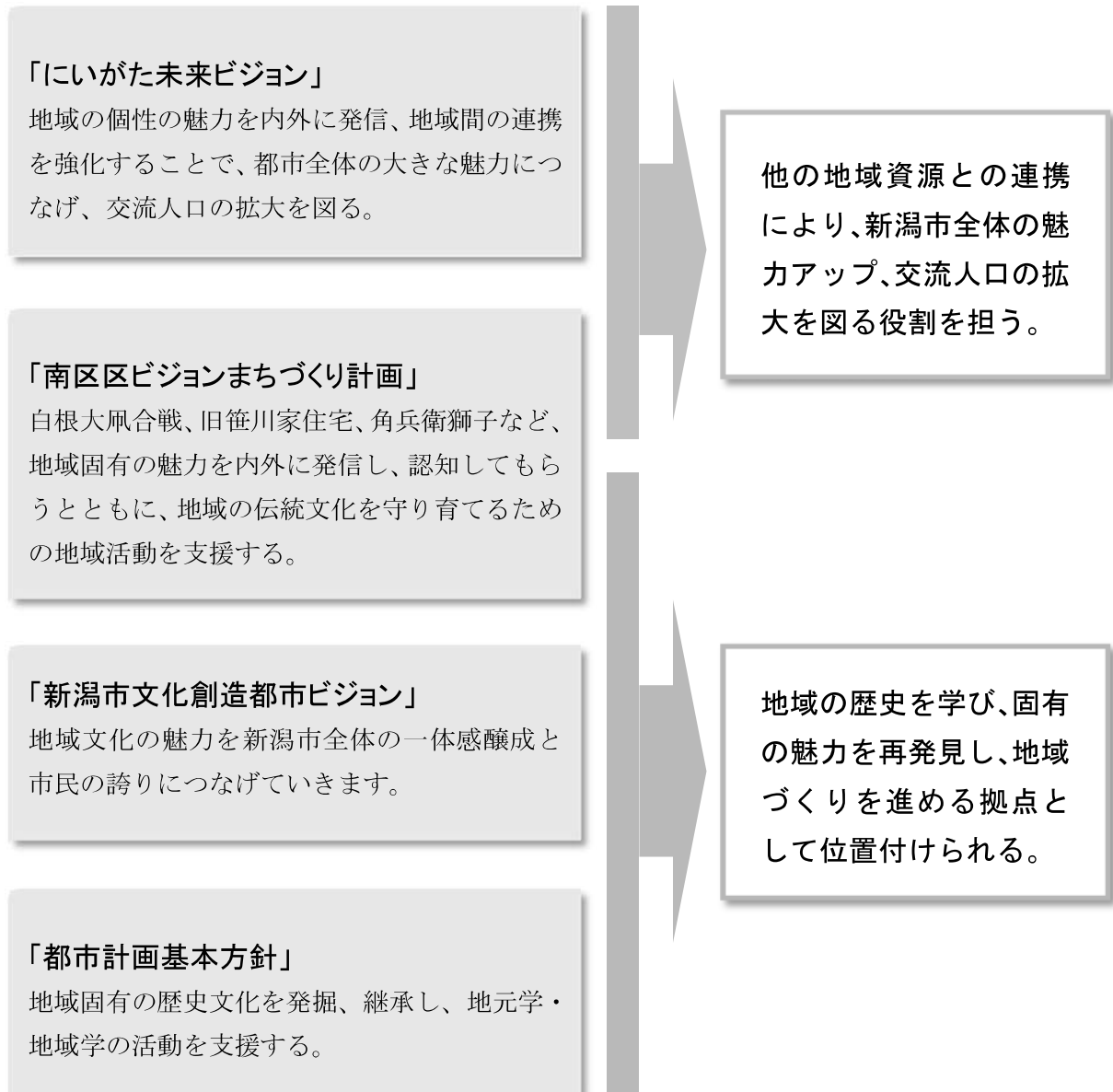
## 2 上位関連計画における旧笹川家住宅の位置付け・役割

(1)～(4)での上位関連計画における旧笹川家住宅の位置付け・役割を抽出すると以下のとおりである。

### □ 上位関連計画における旧笹川家住宅の位置付け・役割

#### <上位関連計画の要点>

#### <旧笹川家住宅の位置付け・役割>



## 第7節 地域の歴史の変遷における計画地の位置付け

## 1 地域の歴史と旧笹川家住宅及び笹川家

## (1) 旧笹川家住宅及び笹川家の歴史と地域の主な関連事項

旧笹川家住宅及び笹川家の歴史と地域の主な関連事項を整理すると以下のとおりである。

表 1-3 旧笹川家住宅の歴史及び関連事項

時代	年代	旧笹川家住宅関連事項	建設年	笹川家当主(年)
安土桃山	天正 9(1581)	信州笹川邑から移住する		- 初代(1年) 治右衛門義勝 2代(49年) 喜兵衛勝信
	天正年間(推定)	笹川邸が建設される	表門	
江戸	慶長 8(1603)			庄屋(28年)
	寛永 8(1631)	大庄屋となる	【江戸後期】 奥土蔵、雑蔵、 文庫 【文政3年】 三戸前口土蔵 【文政4年】 居室部 【文政9年】 表座敷及び台所 【江戸末期】 飯米蔵 【慶応3年】 米蔵	大庄屋・庄屋(231年)
	慶安 2(1649)	味方組大庄屋となる		
	寛文 4(1664)			
	延宝 5(1677)			
	元禄 13(1700)			
	寛延元(1748)			
	宝暦 10(1760)			
	寛政 8(1796)			
	文化 14(1817)			
	文政 2(1819)	表座敷と居室部が焼失する※3年説も		
	文政3(1820)~9(1826)	表座敷と居室部が再建される		
	万延2・文久元(1861)	大庄屋制が廃止される		
文久 2(1862)	村庄屋に格下げされる			
明治	明治 5(1872)	村役人が廃止される	【明治期】 井戸小屋、外 便所	豪農(73年)
	明治 22(1889)			
	明治 23(1890)	12代当主が味方村長となる		
	明治 34(1901)	白根・味方・七穂が合併し味方村となる		
	明治 39(1906)			
大正	大正 9(1920)	13代当主が味方村長となる		
	大正 10(1921)	14代当主が味方村長となる		
昭和	昭和 19(1944)			村有(35年)
	昭和 22(1947)	農地改革		
	昭和 24(1949)	表座敷他が重要美術品に認定される		
	昭和 29(1954)	表座敷他が重要文化財に指定される		
	昭和 45(1970)	笹川家住宅が公有化される		
	昭和 53(1978)	宅地他が重要文化財に追加指定される		
平成	平成 17(2005)	合併により、新潟市に移管される		市有(12年)

## (2) 笹川家の歴史

笹川家の歴史について、当主とその果たしてきた役割から歴史を整理すると以下のとおりである。

笹川家初代治右衛門は、隠栖していた信濃国水内郡笹川村から、天正9(1581)年に越後阿知潟邑に移住したとされている。第2代喜兵衛勝信は、9歳にして父に死別した後、味方における創業を続けた。第3代彦左衛門信秀は、慶安2(1649)年より大庄屋となり、すなわち大庄屋とも割元とも言うべき地位であった。第4代兵蔵信正、第5代兵蔵正通はそれぞれ37歳、35歳で世を去り、第6代は養子七左衛門朋通を迎えて跡を継がせた。この代には村上藩四万石領騒動があった。第7代為右衛門朋于の代は、燕組・味方組百姓数千人が三条陣屋へ大挙して押しかけ、味方組では百姓9人が捕縛され、入牢を命じられるという騒ぎがあった。第8代平十郎朋清の代は、際立った問題はなかった。第9代岡右衛門朝堅、第10代嘉次右衛門朝虎、第11代孫之丞朝興三代は、幕末期の水との闘いに組の枠組みを越えた大きな単位で事に当たった時期であった。第10代嘉次右衛門の代に村上藩の大庄屋制度が廃止され、第11代孫之丞は庄屋へ格下げとなった。第12代四郎七善交、第13代策次郎、第14代只一は明治以降の当主で、庄屋は明治5(1872)年4月の太政官布告で全く廃止されて、その公的任務は終わったが、戸長制になっても、実際行政には携わっていた。

第12代四郎七は、第2大区第1小区を司る副大区長を務め、明治35(1902)年2月から統合味方村第2代村長になって同36(1903)年2月まで、第13代策次郎が大正9(1920)年7月から同12(1923)年3月まで、第14代只一が大正13年1月から昭和5(1930)年3月までと、昭和22(1947)年4月から同34(1959)年4月までの2回、それぞれ味方村長を歴任した。特に只一は、郡町村会長、県町村会長、全国町村会副会長をも務めた功績があり、昭和5年7月味方郷耕地整理組合設立以来組合長として活躍すると同時に、県耕地協会会長、昭和32(1957)年6月からは西蒲原土地改良区理事、味方郷白根出張所長として、長きにわたって尽力した。

表 1-4 笹川家歴代当主

代数	通称	字・号	在世代	歿年齢 (数え年)	続柄
初代	治右衛門	義勝	天文2年～天正9年(1533～1581)	49歳	信州笹川邑より移住
2代	喜兵衛	勝信	天正元年～寛永8年(1572～1631)	59歳	初代の嗣子
3代	彦左衛門	信秀	慶長8年～寛文4年(1603～1664)	61歳	2代の嗣子
4代	兵蔵	信正	寛永18年～延宝5年(1641～1677)	37歳	3代の長男
5代	兵蔵	正通	寛文6年～元禄13年(1666～1700)	35歳	4代の長男
6代	七左衛門	朋通微塵	貞享元年～延享5年(1684～1748)	65歳	5代長女の入婿
7代	笹川為右衛門	朋于	宝永7年～安永10年(1710～1781)	72歳	6代の二男
8代	笹川平十郎	朋清	寛保2年～寛政8年(1742～1796)	54歳	7代の二男
9代	笹川岡右衛門	朝堅	宝暦2年～文化14年(1752～1817)	66歳	7代の三男
10代	笹川嘉次右衛門	朝虎舒嘯	天明8年～文久2年(1788～1862)	74歳	9代の二男
11代	笹川孫之丞	朝興凌秋	文化14年～明治22年(1817～1889)	73歳	10代の長男
12代	笹川四郎七	善交淡園	文政8年～明治36年(1825～1903)	79歳	10代の四男
13代	笹川策次郎		安政2年～昭和9年(1855～1934)	80歳	12代二女の入婿
14代	笹川只一	流水	明治25年～昭和47年(1892～1972)	80歳	13代の長男
15代	笹川修				14代の長男



## 2 村上藩の大庄屋としての笹川家

### (1) 大庄屋とは

年貢を村ごとに割付け、村の連帯責任によって収納させる村請制は、江戸時代の領主による地方支配の重要な仕組のひとつであった。その村請制や村運営の責任者を庄屋や名主、肝煎等と称した。また、いくつかの村を束ねて統括する広域的な責任者として大庄屋が置かれた。藩領によりその呼び方は異なり、村上藩・新発田藩・村松藩では大庄屋、高田藩では大肝煎、長岡藩では割元と呼ばれた。大庄屋は組に1名が配置され、概ね世襲制であった。味方村の属する村上藩四万石領には、寺泊・渡部・地藏堂・三条・一ノ木戸・燕・茨曾根・打越・釣寄・味方の10か組があり（後に8か組になり、四万石領騒動後には5か組となる）、それぞれに帰農武士や土豪の有力農民が大庄屋に任じられた。村上藩では幕末まで世襲制であったが、藩政改革により万延2・文久元（1861）年に大庄屋制度が廃止となり、大庄屋は村庄屋に格下げとなった。

### (2) 大庄屋の職務

村上藩味方組大庄屋の職務の実際を元禄4（1691）年の「未之歳万留帳」（味方村教育委員会『村史資料集（巻1 村政）』1994年）を中心に見てみると以下のとおりである。

#### ① 藩に対する年貢納入・人足徴発・物資徴発・宿所の提供

- ・年貢輸送量事前報告（元禄4年3月19日、新潟蔵屋敷役人へ報告）
- ・年貢輸送責任者（上乘之庄屋）報告（元禄4年3月20日、三条役所からの報告依頼）
- ・年貢輸送報告（元禄4年4月4日、新潟蔵奉行へ報告）
- ・堤防工事に必要な明き俵の調達（元禄4年3月26日、三条役所からの通知）
- ・新田検地下見及び検地役人案内（元禄4年6月6日・9日、三条役所からの通知等）
- ・年貢賦課割合（土免）承諾（元禄4年7月9日、三条役所からの通知）
- ・初鮭献上（元禄4年7月19日、三条役所より初鮭献上及び鬮売買禁止通知。閏8月6日、三条役所から本年の初鮭献上無用の通知）
- ・年貢米収納蔵建設のための人足徴発（元禄4年8月1日、三条役所からの通知。8月23日、味方組大庄屋より三条役所へ人足手形の交付願い）
- ・江戸出人徴発（元禄4年8月14日、三条役所からの通知）
- ・御役亭上納（元禄4年10月3日、味方組からの報告）
- ・餌指（＝鷹の餌とする小鳥をとる者）巡回につき案内役・人足徴発（元禄4年11月12日、他組大庄屋からの通知）

## ② 藩や他組大庄屋からの伝達事項を組内村々へ伝達

- ・ 荷駄賃・奉公人給金公定価格の周知（元禄4年正月18日、三条役所からの通知）
- ・ 身元不明遺体についての調査（元禄4年4月4日、三条役所から照会。4月6日、三条役所から判明の通知）
- ・ 村庄屋所での宗門改実施の周知（元禄4年4月23日・10月3日、宗門奉行からの通知）
- ・ 2歳駒改実施の周知（元禄4年6月8日、三条役所からの通知）
- ・ 宗門帳検査のための役人出張の周知（元禄4年7月13日、三条役所よりの通知。7月17日、味方組大庄屋より春の宗門改を受けなかった黒鳥村について今回受ける旨願い出）
  - ※ 榊原氏が村上藩主だった時代は、毎月宗門改を行い、12か月の内の1か月は宗門奉行が、1か月は代官が、残りの10か月は大庄屋が改めた。
- ・ 藩役人の逝去に伴い鳴物音曲17日間禁止の周知（元禄4年7月28日、三条役所からの通知）
- ・ 五人組改の実施の周知（元禄4年9月17日、代官からの通知）
- ・ 出奔者の指名手配（元禄4年11月20日、他組大庄屋からの通知）

## ③ 藩への各種届出・申請の取次

- ・ 作柄が悪い場合の春法願ついはらの申請（元禄4年8月14日、三条役所からの通知。8月25日・26日、味方組大庄屋から三条役所へ申請）
- ・ 異動願・届（縁組・旅行・出稼）
  - ・ 亀貝村永久寺上京願（元禄4年5月3日、宗門奉行へ）
  - ・ 味方村真照寺上京願（元禄4年5月18日、宗門奉行などへ）
  - ・ 白根村庄屋死亡届（元禄4年6月19日、三条役所へ）
- ・ 営業許可願（紺屋・鍛冶・清酒・鳥網・室屋）（元禄4年閏8月、奉行へ）
- ・ 夫食米みじきまい（＝飯米）拝借願（元禄4年6月17日・7月23日・8月3日・10月9日・11月5日・10日、郡奉行等へ。11月9日、三条役所から貸した夫食米50俵を3か年賦で返済するよう通知）
- ・ 御普請人足免除願（元禄4年8月3日、三条役所へ）

## ④ 藩からの照会に対する回答（藩政に関する諮問等も含む）

- ・ 日蓮宗不受不施派の寺の有無回答（元禄4年5月27日、宗門奉行などへ）
- ・ 疱瘡（＝はしか）で死亡した子どもの人数回答（元禄4年11月17日、三条役所からの照会）

**⑤ 組内の紛争の調停・会計のとりまとめ・治安維持・勸農**

- ・味方組中庄屋による夏万雑<sup>まんぞう</sup>（＝味方組運営経費）割付け（宝暦8（1758）年9月14日、出典：「宝暦八寅年大庄屋日記」）
- ・手錠の申し渡し（宝暦8年10月3日、手錠申し渡し。10月4日手錠宥免。出典：「宝暦八寅年大庄屋日記」）
- ・漆の殖産・収穫（元禄4年正月18日、三条役所より漆趣旨配付及び植え方通知。8月26日、三条役所より漆<sup>うるしかき</sup>抓役人巡回の通知。9月3日、三条役所より漆木の現地調査の案内依頼。9月21日、三条役所へ漆実納入）

**⑥ 各種記録文書・会計文書の作成**

- ・御用留帳の作成（伝達文書等の書き写し）
- ・村役人（庄屋・組頭）名簿の作成（元禄4年7月21日、三条役所から依頼。7月25日、味方組大庄屋より提出）
- ・五人組帳・皆済受合帳・数納割符帳の作成（元禄4年9月9日、三条代官より依頼）
- ・組内人口調査（労働力調査・はしか罹患者調査）（元禄4年10月28日、三条代官より依頼）

**⑦ 藩役人との付き合い・各種贈答品・食糧・日用品の調達**

- ・年賀状交換（元禄4年正月22日）
- ・塩漬鴨調達（元禄4年正月3日、三条役人より北場村庄屋への伝達依頼）
- ・天野瓜調達（元禄4年7月9日、三条役人より大庄屋等へ依頼）
- ・柿渋調達（元禄4年8月15日、味方村より三条役人へ配達）
- ・たまご調達（元禄4年8月23日、三条役人より小新村庄屋へ依頼。代金受領）
- ・藩役人人事異動情報受取（元禄4年5月10日）
- ・代官の所管替情報受取（元禄4年8月19日）

(3) 村上藩「四万石領」の成立と支配体制及び経済状況

慶安2(1649)年に村上藩が15万石となった際、蒲原郡・三島郡の幕府領のうち計4万石が飛地領として村上藩領に加わり、これを「四万石領」と称した。その後、宝永6(1709)年の減封を境に岩船郡と蒲原郡平野部の村々の多くが幕府領となり、村上城周辺の「城付領」は激減、四万石領では5組1郡が飛地領として存続した。村上藩5万石時代は人口・戸数ともに飛地領が村上城周辺の城付領を上回り、経済面でも領内経営に欠かせない要地となっていた。

支配体制としては、幕府領時代の組制が松平直矩の入封後10か組(味方組、三条組、燕組など)に再編され、各組には大庄屋と庄屋(小庄屋)、組頭が配置された。また、四万石領支配のために、三条町には役所が設置され、奉行・代官以下の役人が配置された。この中で、大庄屋には、年貢納入に際する監督、藩からの命令下達、藩への上申、住民間における訴訟の調停など、幅広い役割が求められていた。大庄屋は地域の有力者が任命され、代々世襲していた。

四万石領からは、平野部の村々からの年貢米と、三条町・燕町などからの諸税を併せた収入があり、村上藩の大きな財源となっていた。一方、村上城周辺の城付領では年貢米の他に海・山・川からの多様な小物成(諸税)がみられ、四万石領とは徴税の様相が異なっていた。

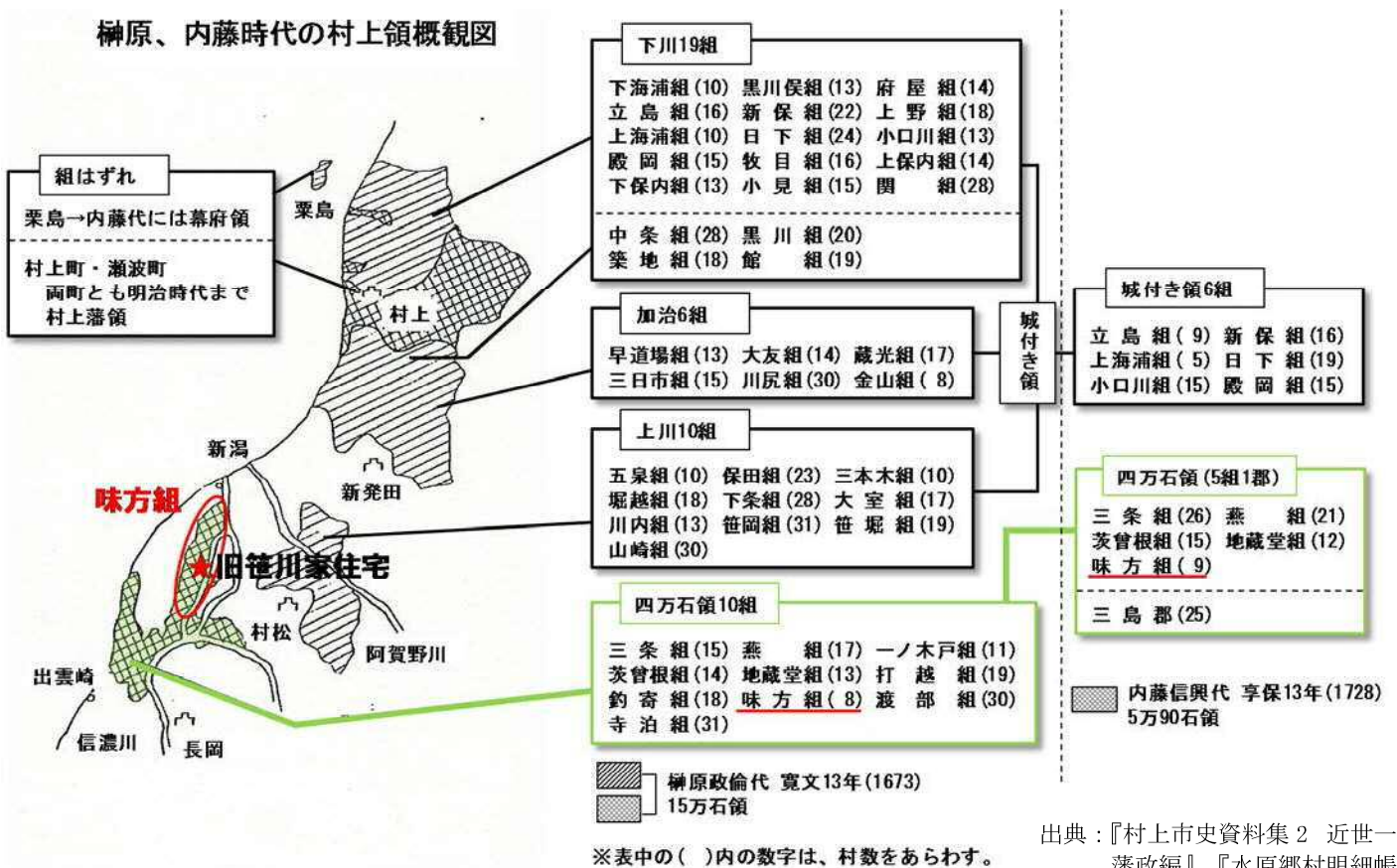


図1-2 榊原、内藤時代の村上領概観図



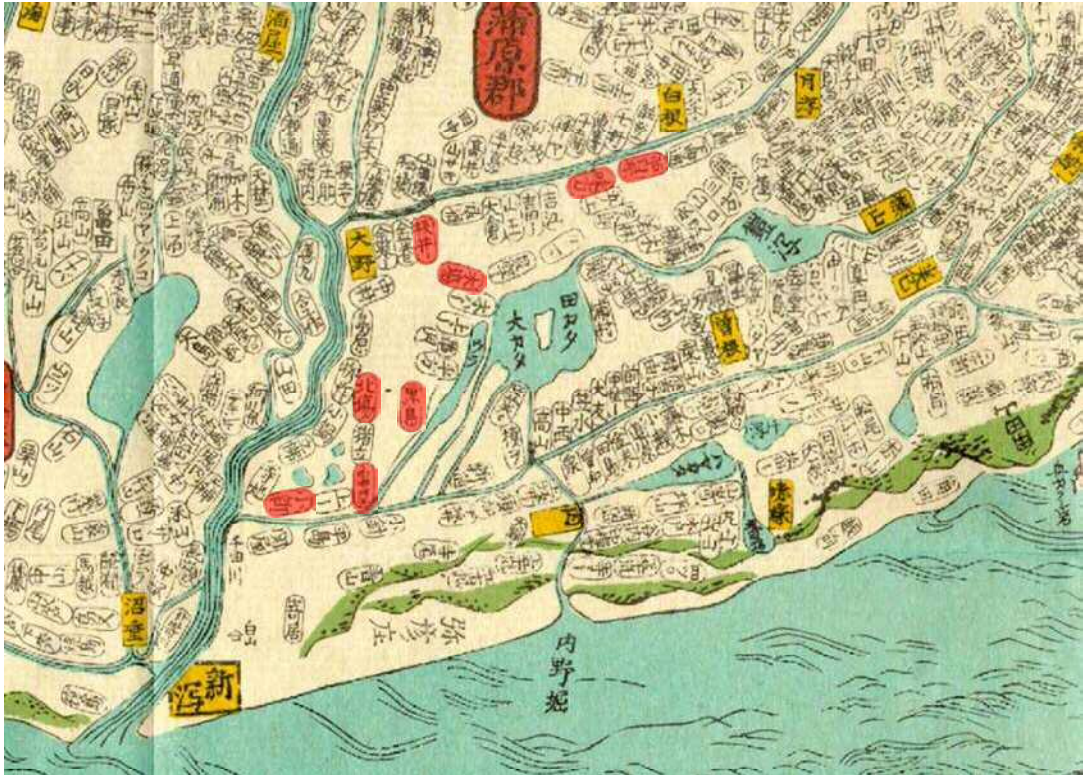


図 1-3 天保 13 (1842) 年 越後国細見図

注： ■ は味方組 8 か村  
 出典：『越後国細見図』

#### (4) 村上藩にとっての「四万石領」

村上は山間地がほとんどで耕地がないため、財政面で、鮭や山川の産物に税金を賦課して集めることが必要だった。それに比べて、平野部である味方や三条・燕は、新田開発が行われて米がたくさんとれたため、大きな財源となっていた。ここの財源無くして、村上の藩政は成り立たなかったのではないかと考えられている。例えば、領地内の生産高が 7 万数千石だった時代には、村上城周辺の石高は 2 万数千石に対し、飛地領の石高は 5 万石となっており、多くが飛地領であった。

村上藩は幕末に重役を任されるようになり、それにお金がかかったため急速に財政が悪化してしまい、多額の借金を背負ったまま明治時代を迎えることとなった。

## (5) 「四万石領」の中での「味方組」

享保13(1728)年、天保10(1839)年の資料では、味方組は他の組に比べて町村数が少ないにもかかわらず、9千~1万1千石の生産高を上げている。その中で味方村は2,000石以上でトップクラスであったと考えられる。

表1-5 享保13(1728)年、天保10(1839)年三条周辺飛地領組村名と石高

	内藤信興代 享保13(1728)年		内藤信思代 天保10(1839)年	
	町村数	石高	町村数	享保13年との比較
三条組	26	組下町村名 四日町 三竹 中新 籠場 東大崎 上野原 柳沢 牛ヶ島 三柳 西潟 石上 敦田 谷地 栗林 下須頃 柳山 杉名 杉柳 上須頃 井土巻 八王子 蔵関・ 大関 小関 田中新村/三条町	26	同左
	9,742石 529合		10,038石 854合	
燕組	21	三王淵 長渡 長池新 勘新 小古津新 下児木 上 児木 次新 中川 小牧 国見 大曾根 今井 小中川 船越 六分 長場 湯浦新 中村/道上村之内 燕町	23	新たに高野宮村と 花見新田村之内(も と味方組)が加わる
	9,369石 854合		10,246石 080合	
茨曾根組	15	茨曾根 茨新 西萱場 東萱場 大別当 針ヶ曾根 三門新 長島 釣寄新 木滑 井随 上大原 下大原 番屋 茨島村	15	同左
	11,379石 170合		11,884石 969合	
地藏堂組	12	渡辺(渡部) 国上 真木(真木山) 泉新 中島 牧ヶ花 新堀 佐善 溝 溝古新村/大武新田 地 蔵堂町	12	同左
	5,442石 075合		5,568石 033合	
味方組	9	味方 白根 板井 木場 黒鳥 亀貝 小新 / 関崎村 (『村上市史』には桃崎村) 花見新田村之内9 か村 ※北場村は未成立	8	関崎村と花見新田 村之内9か村(燕組 へ)が離れ、北場村 が加わる
	8,862石 537合		10,949石 334合	
三島郡	25	<もと渡部組>新庄 長新 敦ヶ曾根 竹森 小豆曾 根村/平野 新村新田 <もと寺泊組>上桐 五分一 黒鳥(黒坂か) 山田 松田 明ヶ谷 島崎 木島 門新 川崎新 下桐 鯉口 裕田 下曾根新 山本新 弁才天新 蛇塚新 京ヶ入 新 中曾根新村	29	新たに端口新田 遠 矢ヶ崎新田 東川原 崎新田 西川原崎新 田が加わる
	7,732石 071合		8,494石 160合	
合計	110(実数は108)		113	
	52,528石 236合		57,181石 430合	

出典：『村史資料集(第一 村政)』

## (6) 「四万石領騒動」と大庄屋制度の廃止

大庄屋は藩と村々の中間に立ち、組内における権力を独占して恣意的に百姓を使役し、横暴な振る舞いが多かったため、その大庄屋に対する累積した鬱憤を百姓達が爆発させたのが四万石領騒動であった。

事件は宝永7(1710)年1月から翌正徳元(1711)年10月まで、四万石領で勃発した越訴事件で、大庄屋の支配の組下から逃れて幕府領に編入することを目指した計85か村、4,116人の農民が蜂起した大規模な騒動であり、味方、白根村等からも80余名が参加した。

結果として、正徳元年10月12日に判決が言い渡され、大庄屋、小庄屋は「申し渡しの覚」を渡され、不当をいましめられている。農民たちが目標とした幕府領編入の願いは成就しなかったが、大庄屋の不正を糾弾するという点では成果を挙げることができた。さらに、幕府はこの騒動の反省から、大庄屋の存在に疑問を抱き、正徳3(1713)年に幕府領における大庄屋制を廃止することにした。

ただし、廃止とはいっても、今まで通りに治めるためには大庄屋の力が必要だったと考えられるため、名前がなくなっても役割は変わらなかったのではないかと考えられる。

### 3 中ノ口川の舟運と旧笹川家住宅

#### (1) 近世における中ノ口川の舟運

古くから信濃川・阿賀野川は、大小多くの河川の水を集めて新潟市域を流れ、日本海へ注いできた。河川や潟湖の水面を内水面といい、それは用排水のみならず、交通路として重要な役割を果たしてきた。

中ノ口川は、近世から重要な交通路の役割を果たしており、米をはじめ沿岸に生産される特産物は、陸路輸送の未発達もあって、ほとんどが中ノ口川を利用して運ばれた。その輸送の役目を担っていたのが、人力で漕ぐ長舟（長さ8間～12間）や、長さ10間（18.2m）以上で帆を上げられるコーレンボと呼ばれた舟であった。長舟はもちろん、帆を上げることのできるコーレンボにしても、風のない日は手漕であった。

また、低湿地帯の開発が進んだ江戸時代には、川筋の要所や合流地に河川輸送と密接に結びついた在郷町が生まれた。中ノ口川流域の白根はそのうちのひとつである。

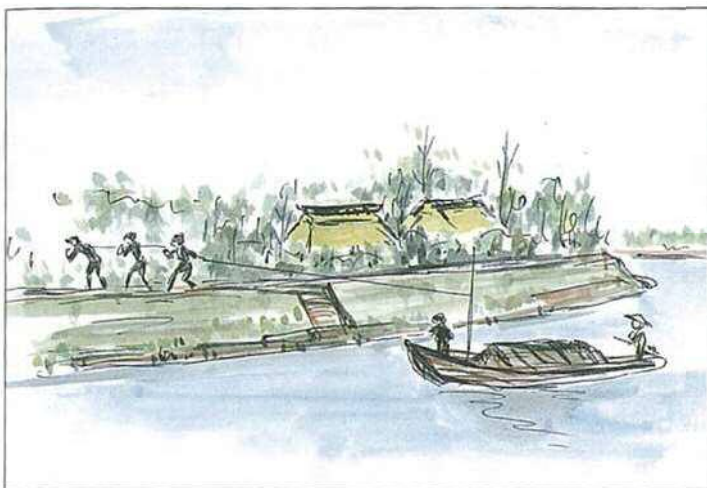


図1-4 コーレンボを曳いて中ノ口川を上る  
出典：『味方村誌』

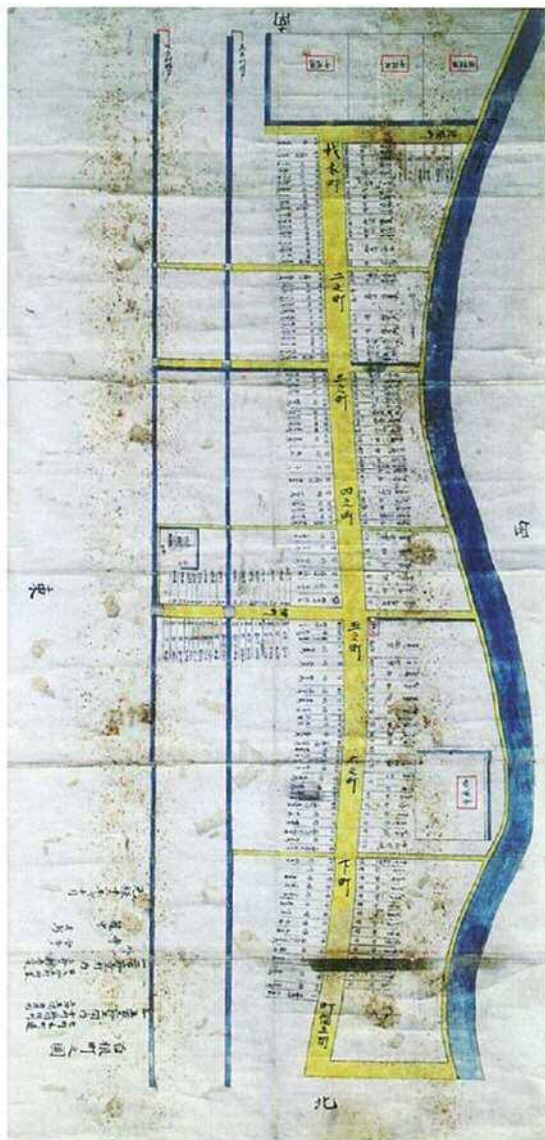


図1-5 白根町絵図 元禄12(1699)年  
出典：「白根町絵図」



江戸時代、年貢米輸送に伴う河川交通網の整備とともに、舟運は活発化し、河岸のある内陸の在郷町には、越後国内の産物をはじめ、廻船によって新潟湊にもたらされた産物が、河川を経由して船で運ばれた。また、市が立つ日には、その日に合わせて各河川流域の産物や商品が運ばれ、売買された。

新潟町から信濃川・阿賀野川上流域へ運ばれたのは、古着や海産物、塩など日常の生活に欠かせない品々であった。一方、新潟町へは越後国内各地の米をはじめとして、新津からは草水（石油）、会津領からは木材・薪炭など、地場の産物が運ばれた。これらは新潟町で加工・消費されたり、新潟湊を経由して東回り航路・西回り航路で蝦夷地や江戸・大阪等に移出されたりした。



図 1-6 船の航行による交易地

出典：『新潟の舟運』一部加筆



(2) 近代からの汽船による中ノ口川の舟運

明治7(1874)年、信濃川の新潟～長岡間に川汽船会社による木製の外輪式蒸気船「魁丸」が就航した。

一方、中ノ口川に蒸気船が登場したのは明治16(1883)年である。「改進丸」なる蒸気船の大野～白根～新飯田～燕などの航行が県に申請されたが、堤防破壊が著しく、中ノ口川沿岸住民の反対にあい、県は許可しなかった。その後、明治20(1887)年の白根町大火に際し、罹災者救助のため、人や物資の輸送に「安進丸」が出動し、町民に感謝され、その利便性から白根町民は「安進丸」の再航願を県へ提出した。「安進丸」が中ノ口川航路を開始したのは、燕町までの左岸堤防工事がほぼ完了した明治22(1889)年12月からであった。

さらに、明治30(1897)年に白根曳船汽船会社によるスクリュー式の「白根丸」が就航し、新潟～白根間の運航を開始した。明治32(1899)年に至って、「白根丸」も燕町まで航路を延長し、「安進丸」と「白根丸」の競争となった。

明治36(1903)年ごろ、「安進丸」の上り下りの所要時間及び寄航地、距離は以下のとおりであった。

新潟～燕(上り)	約5時間
燕～新潟(下り)	約3時間30分
新潟～白根(上り)	約2時間20分
白根～新潟(下り)	約1時間45分

信濃川新潟	
～大野	2里18丁
～中ノ口川板井	1里
～山崎	1里
～味方	1里
～白根	18丁
～月潟	1里18丁
～三方	30丁
～新飯田	1里
～大島	1里
～燕	1里

次に、「白根丸」は白根町を基点とし、その寄航地と各地間の距離は以下のとおりであった。

中ノ口川白根	
～鯉潟	14丁
～吉江	16丁
～大倉	14丁
～大野	1里30丁
～祖父興野	15丁
～信濃川新潟	2里



図1-7 最盛期のころの寄航地  
出典：『味方村誌』

中ノ口川の蒸気船は、大正期には他の交通機関との競合もなく「安進丸」「白根丸」は新潟～燕間を航行していたが、大正13(1924)年、大河津分水路の完成により、中ノ口川の水位が低下するようになり、運航に支障をきたすようになった。そして、乗合自動車の普及や新潟電鉄の開通によって、白根丸が昭和10(1935)年4月、安進丸が昭和13(1938)年ごろに中ノ口川から姿を消していった。

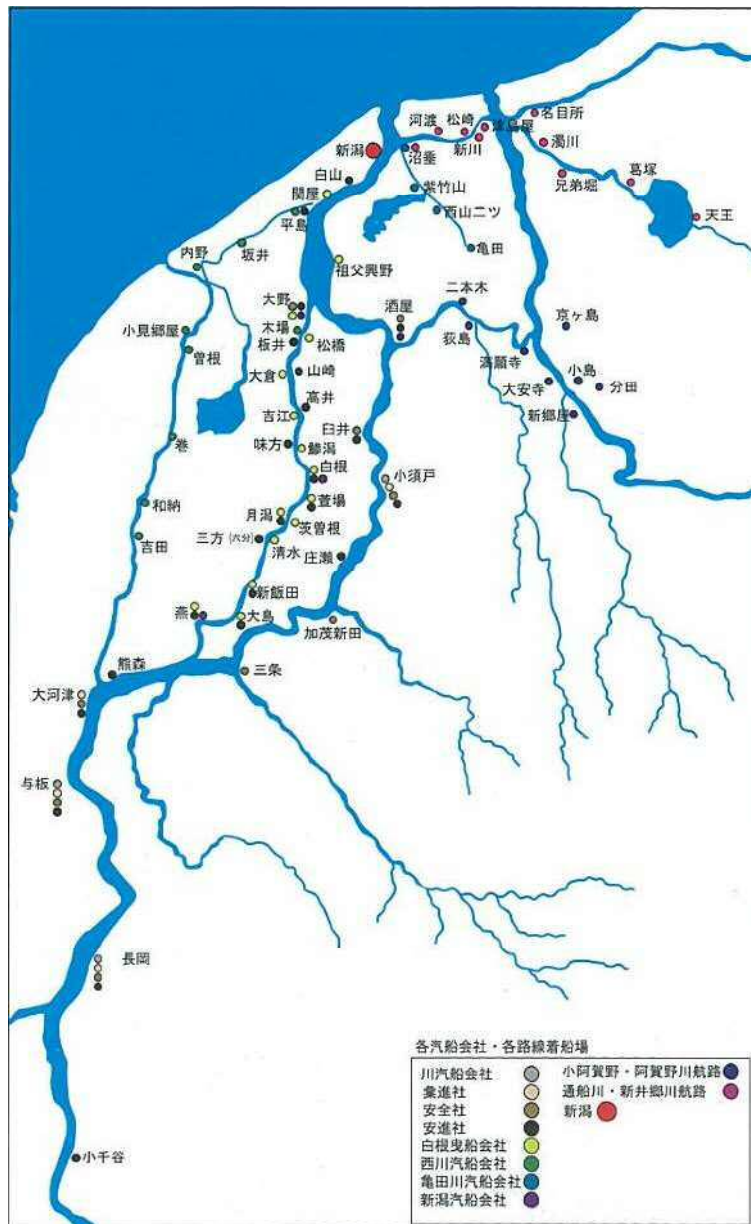


図 1-8 川汽船の船着場

出典：『新潟の舟運』



図 1-9 安進丸 (昭和 10 (1935) 年ごろ)  
味方の船着場で船員が荷物の積み下ろし  
出典：『味方村誌』(笹川春夫氏 所蔵)



図 1-10 旧味方橋と安進丸 (昭和 11 (1936) 年 5 月)  
中ノロ川の水位が上がると、汽船が橋の下を通るとき、煙突がつかえるので、船員が 2、3 人でこれを倒して通過した。右奥に見えるこんもりとした森は笹川邸。  
出典：『味方村誌』

## 4 曾我・平澤記念館の概要

### (1) 曾我量深師・平澤興博士の略歴

#### 【曾我量深師】

曾我量深師は、浄土真宗の仏教学者として、明治、大正、昭和の激動の時代を生き、独自の学問をうちたてた。「昭和の親鸞」とも称され、宗教界に多大の影響を与えた。

明治8年 (1875)	新潟県蒲原郡味方村に生まれる
明治32年 (1899)	真宗大学本科卒業
明治36年 (1903)	清澤満之師指導の「浩々洞」に入洞
明治37年 (1904)	真宗大学研究院卒業、真宗大学教授
大正5年 (1916)	東洋大学教授
大正14年 (1925)	大谷大学教授
昭和16年 (1941)	真宗大谷派講師
昭和26年 (1951)	大谷大学教授
昭和36年 (1961)	大谷大学学長
昭和40年 (1965)	勲三等瑞宝章受章
昭和42年 (1967)	大谷大学学長退任
昭和43年 (1968)	味方村名誉村民
昭和46年 (1971)	6月20日逝去

#### 【平澤興博士】

平澤興博士は、医学の道を進み、京都大学の総長を務めた。脳神経解剖学の世界的権威としても知られている。博士は、いつも自分の生まれ育った郷土味方を賛美し、感謝の念を生涯持ち続けていた。それは数多い著書の中のいたるところで語られている。

明治33年 (1900)	新潟県西蒲原郡七穂村大字山王新田に生まれる
大正13年 (1924)	京都帝国大学医学部卒業、同大学解剖学教室助手
大正14年 (1925)	京都帝国大学助教授
大正15年 (1926)	新潟医科大学助教授
昭和5年 (1930)	新潟医科大学教授
昭和21年 (1946)	京都帝国大学教授
昭和26年 (1951)	日本学士院賞 (錐体外路系)
昭和32年 (1957)	京都大学総長 (辞令は学長)
昭和38年 (1963)	総長退任、名誉教授
昭和42年 (1967)	国際ロータリー三六五地区ガバナー、日本学士院会員
昭和43年 (1968)	味方村名誉村民
昭和45年 (1970)	勲一等瑞宝章受章
昭和48年 (1973)	新学社総裁
昭和52年 (1977)	日本医師会より医学教育功労賞受賞
平成元年 (1989)	6月17日逝去 天皇陛下より哀悼のお言葉・正三位に叙せられる

(2) 曾我・平澤記念館の概要

昭和43(1968)年に名誉村民となった曾我量深・平澤興両氏の功績と遺徳を称え、永く後世に継承するために建てられた「曾我・平澤記念館」は、平成3(1991)年10月に完成した。

記念館には、1階に曾我・平澤両氏の常設展示室、2階に企画展示室があり、さらに屋根を貫いた望楼からは木立越しに旧笹川家住宅を望むことができる。

所在地	新潟県新潟市南区味方 213
主要用途	博物館
面積	
敷地面積	2,423.00 m <sup>2</sup>
建築面積	618.20 m <sup>2</sup>
延床面積	643.10 m <sup>2</sup>
階数	地上2階
構造	鉄筋コンクリート型式構造+木造

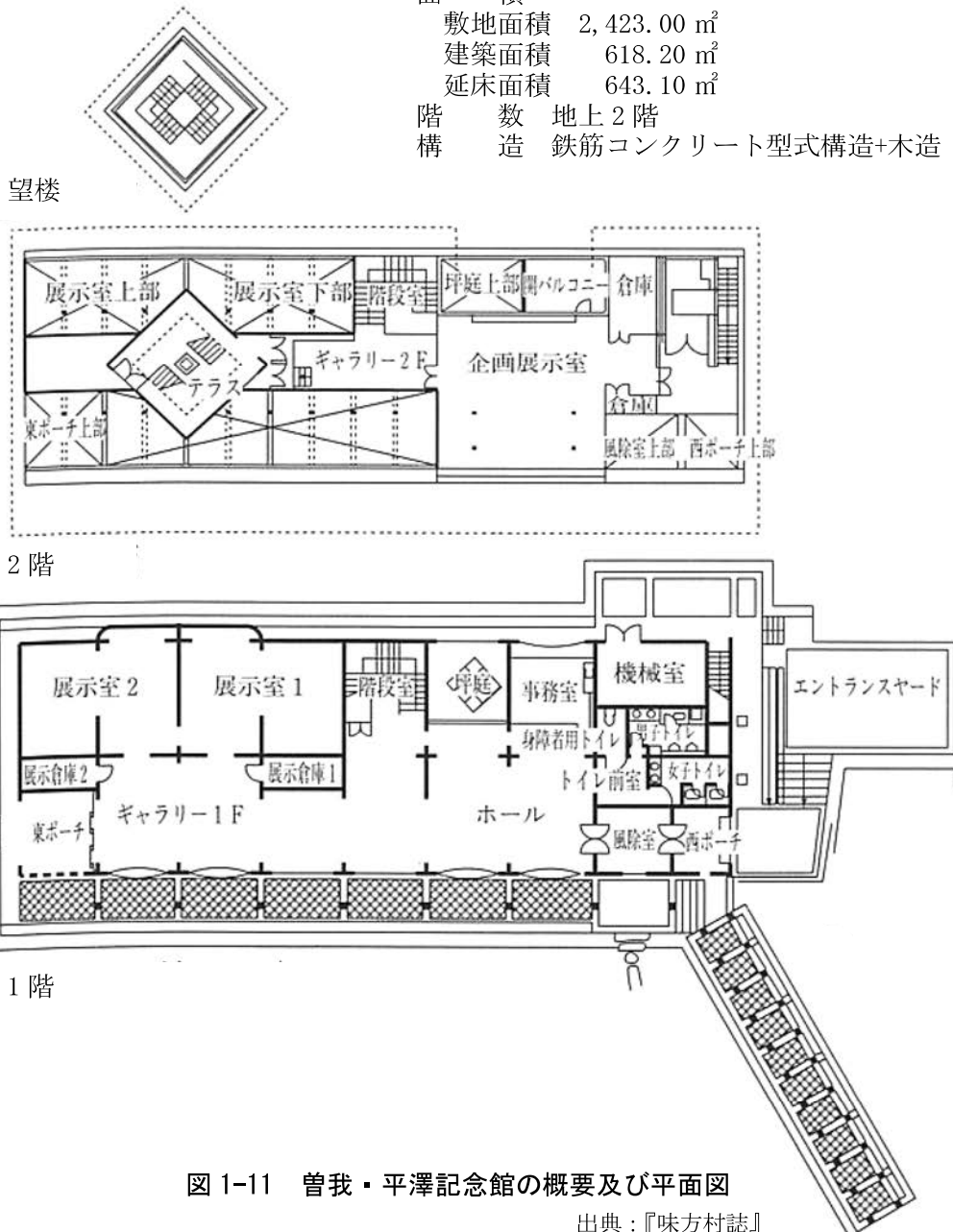


図 1-11 曾我・平澤記念館の概要及び平面図

出典：『味方村誌』

**■出典・参考文献**

『村史資料集（巻一 村政）』平成6（1994）年 味方村教育委員会

『村上市史資料集2 近世一 藩政編』平成4（1992）年 村上市

『水原郷村明細帳集成』昭和46（1971）年 水原町

『越後国細見図』天保13（1842）年

『味方村誌 通史編』平成12（2000）年 味方村誌編纂委員会

「白根町絵図」元禄12（1699）年（所蔵 新潟市しろね大凧と歴史の館）

『平成18年度新潟市合併記念展 図録「新潟の舟運」～川がつなぐ越後平野の町・村～』平成18（2006）年 新潟市歴史博物館

## 第8節 文化財の保存活用における計画地のとらえ方

### 1 旧笹川家住宅の役割と特徴

#### (1) 旧笹川家住宅の役割

上位関連計画におけるまちづくりの中での「旧笹川家住宅」の役割は、第6節 2 上位関連計画における旧笹川家住宅の位置付け・役割 で以下のように整理されている。

- 他の地域資源との連携により、新潟市全体の魅力アップ、交流人口の拡大を図る。
- 地域の歴史を学び、固有の魅力を再発見し、地域づくりを進める。

#### (2) 旧笹川家住宅の特徴

- ・旧笹川家住宅は、居室部の2階部分を除き、近代以降大幅な改造が行われておらず、雑蔵では建築当初の状態に復原修理されているなど、表門から表座敷や居室部、後背の土蔵群等、大庄屋としての暮らしぶりを伝える建物群が一体的となっており、江戸時代の大庄屋役宅と住まいとしての様相をよく残している。

#### (3) 旧笹川家住宅の屋敷林や庭の特徴

- ・屋敷周りは水路で囲われ、東西約140m、南北約85mの敷地外周に幅3m程度の土塁が築かれ、樹高30m程度までの自然木で囲まれ鬱蒼とした様相を呈している。このまとまった屋敷林は、田園環境の中で中ノ口川沿いのランドマークとなっている。
- ・茅葺きの表門（巽風門）を入ると、表玄関に延びる広々とした前庭があり、庭門を入ると東西約27m、南北約16mの池があり、回遊ができるようになっている。護岸石組も目立たず、自然風なたたずまいを見せている。表座敷の居室前の庭は緩やかな起伏をつけ、景石を配し、六角形石燈籠を点景として、技巧をこらさず趣のある庭となっている。

#### (4) 旧笹川家住宅に関連する歴史的特徴

- ・安土桃山時代の天正9（1581）年に移住した笹川家は、江戸時代の慶安2（1649）年から万延元（1860）年まで200年以上にわたり、村上藩の飛地領である四万石領の味方組8か村の大庄屋をつとめた。
- ・平野部で米がたくさんとれた四万石領は、村上藩の財政を支えた存在であり、その中にあって、味方組は9,000～11,000石の生産高を上げていた。
- ・旧笹川家住宅をはじめ、近世・近代の物・人の運搬は、中ノ口川の舟運が欠かせないものとなっており、阿賀野川を経由して会津に、新潟湊を経由して江戸・大阪などともつながっていた。
- ・江戸時代から昭和まで味方村一帯は中ノ口川の水害対策をはじめ、用排水改良、土地改良を行う中で、米づくりを維持してきた。

#### (5) 地域の歴史文化資源

- ・地域の歴史文化資源として旧笹川家住宅が連携を進めるべきものは、伝統文化としての白根・味方凧合戦、神楽、神楽舞、伝統技術としての白根絞り、瓢箪作り、農業関連としてのルレクチエの発祥、生活文化としての食のほか、地域が輩出した多数の偉人が挙げられる。
- ・伝統文化は、昔から地域の中で育まれてきたものであり、歴史文化資源としての関連性を明らかにし、連携を図っていく。
- ・旧笹川家住宅との直接的な関連性が薄いと思われる地域資源については、歴史的な同時代性により関連付けるなど、さらに連携の可能性を探っていく。



## 2 旧笹川家住宅のとらえ方

1を踏まえて、旧笹川家住宅のとらえ方は以下の3つの位置付けがあるものとしてとらえ、それぞれの展開の範囲は次のとおりである。

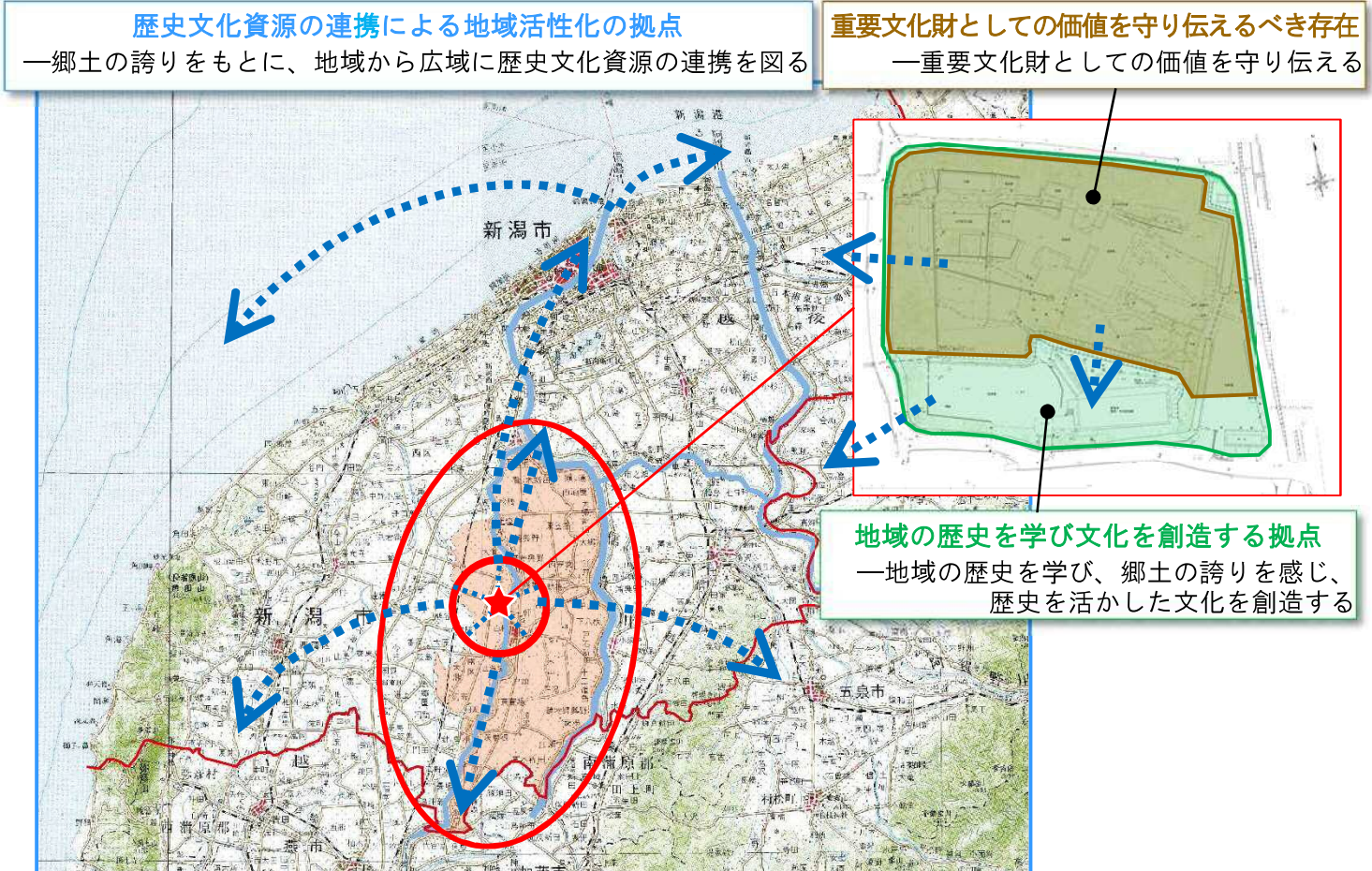
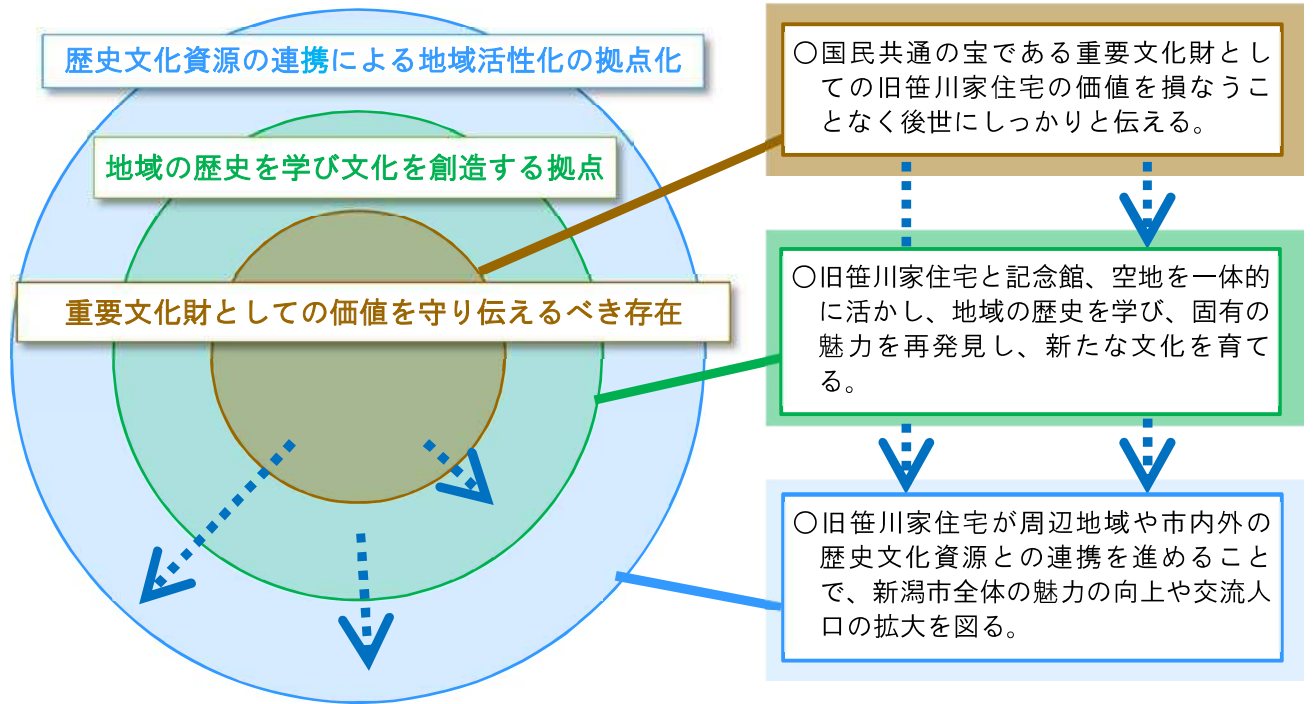


図 1-12 旧笹川家住宅のとらえ方



## 第9節 計画の概要

### 1 計画区域

計画区域は、重要文化財（建造物）指定区域である旧笹川家住宅表座敷及び台所はじめ11棟、宅地及び墳墓地（14,252.24㎡）の屋敷地全体と本重要文化財と一体的な堀・土塁及び郷土の偉人伝承施設（曾我・平澤記念館）とその敷地他を含む区域全体とする。



図1-13 計画の対象範囲

### 2 計画の目的

本計画は、重要文化財（建造物）指定区域に存する建造物は勿論、付属する庭園や屋敷林、堀等を含めた景観も適切に保存し、良好な状態で確実に後世の人々へ継承することを第一の目的とする。さらに、隣接する郷土の偉人伝承施設と一体的に公開・活用することで、地域の歴史を学び、文化を創造する拠点とする。また、歴史文化資源の連携を図り、地域活性化の拠点とする。

### 3 基本方針

重要文化財建造物を堅実に保存することで、文化財としての価値を損なうことなく確実に後世に伝えるとともに、庭園や屋敷周り及び外周部の旧笹川家住宅の屋敷構えを保全することで、旧笹川家住宅の価値を維持向上させる。また、旧笹川家住宅と曾我・平澤記念館とその周辺を一体的に活かすことによって、地域の歴史を学び、文化を創造する拠点として維持・活用を図る。

## 4 計画の概要

本計画は以下の4つの個別計画により構成される。

### (1) 保存管理計画

保存管理の現状を踏まえ、部分・部位の保存の方針を定めている。併せて、管理計画として管理体制と管理方法を整理した。また、当面必要な維持修理の措置と今後の保存修理計画を整理した。

### (2) 環境保全計画

環境保全の現状を踏まえ、環境保全の基本方針を定め、区域区分と各区域の保全方針を整理した。庭園等構成要素の区分と保護の方針を整理し、防災上の課題を抽出し、当面の改善措置と今後の対処方針を整理した。また、環境保全施設の整備計画と周辺樹木の管理についても整理した。

### (3) 防災計画

防火・防犯の課題に対する対策と、耐震・耐風・耐雪に対する対処措置を整理した。

### (4) 活用計画

公開活用の基本方針を定め、公開計画を整理した。活用については活用の方向性を示し、建築計画、庭園及び周辺整備計画と管理・運営計画を含めた活用基本計画を整理した。